



金沢市

# 国際交流

# ミライ アクション

Kanazawa  
International Exchange  
Future Initiatives

金沢市

## はじめに

金沢市は、藩政期の面影を色濃く残すまちなみや市民生活の中に息づく伝統文化等、その個性や魅力を磨き上げ今日まで受け継いできました。その豊かな文化的土壌を背景に、市内には高等教育機関が集積し、留学生をはじめ多くの外国人住民が生活していますが、社会や経済のグローバル化により、潜在の目的が多様化し、その人数も年々増加を続けています。

また、本市では、昭和 37 (1962) 年に提携した米国・バッファロー市をはじめ、7 つの姉妹都市と 1 つの友好交流都市との交流、ユネスコ創造都市ネットワークや日仏自治体交流会議など、様々なネットワークを活用した交流を積極的に行ってきました。

我が国においては、グローバル化の更なる進展とともに、少子・高齢化の時代を迎えており、それに伴う労働力の確保等のため、政府による外国人の受入れ拡大施策が進展しています。また、平成 27 (2015) 年に国連で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成年度まで 10 年を切り、目標に向けた取組が各国で加速するとともに、コロナ禍の中でデジタル技術が急速に普及するなど、国際社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の著しい変化を踏まえ、本市に勤務する国際交流員、外国人住民や国際交流団体の皆様等からの意見を取り入れ、国際交流の推進や多文化共生のまちづくりなど、地域の国際化を実現するための新たな行動計画として「金沢市国際交流ミライアクション」を策定いたしました。施策の実施にあたりましては、市民、関係団体の皆様と連携を図りながら進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、パブリックコメントやアンケートなどを通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた市民の皆様やご協力いただいた関係各位に厚く感謝を申し上げます。

令和 5 年 3 月

金沢市長 村山 卓

## 金沢市国際交流ミライアクション 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画期間	1
3.	計画策定の体制	1
4.	計画策定の背景	2
	持続可能な開発目標(SDGs)と金沢 SDGs「金沢ミライシナリオ」	3
第2章	現状と課題	4
1.	外国人住民の現状	4
2.	本市の国際化の現状	8
3.	外国人住民アンケート	12
4.	国際交流員の意見	19
5.	国際交流団体の意見	22
6.	課題とアクション	23
第3章	基本的な考え方	24
1.	基本理念	24
2.	基本方針と施策の方向性	24
3.	施策体系図	26
第4章	施策の展開	28
1.	事業の実施	28
	基本方針Ⅰ 金沢の文化やネットワークを生かした国際交流	28
	基本方針Ⅱ 日本人・外国人住民双方が暮らしやすい地域づくり	34
	基本方針Ⅲ 地域の国際化を担う人づくり	39
2.	計画における数値目標	42
第5章	計画の推進	43
1.	庁内推進体制及び地域や関係団体との連携	43
2.	進捗状況の検証	43
	〔資料〕 在留資格一覧表	44

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

金沢市は、平成27(2015)年3月、当時の都市像『交流拠点都市金沢』の実現をめざして国際交流の総合戦略である「金沢市国際交流戦略プラン」を策定し、同プランに基づき、本市の国際交流の活性化を図ってきました。また、同年の国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、令和2(2020)年に本市のSDGs行動計画として策定された「金沢ミライシナリオ」にも、多文化共生が盛り込まれるなど、SDGsの観点からも国際交流に取り組むことが重要になってきました。

この間、平成31(2019)年4月に「改正出入国管理法」の施行により、外国人労働者の受入れ拡大が図られ、同年6月に「日本語教育推進法」による外国人への日本語学習の支援が示されたほか、令和2(2020)年9月には「地域における多文化共生推進プラン」が改訂されるなど、地方自治体が地域の国際化に果たす役割は、これまで以上に大きくなりました。さらに、令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症拡大は、国際交流に大きな影響を及ぼしました。

令和4(2022)年度に「金沢市国際交流戦略プラン」の計画期間が終了するにあたり、このような社会情勢の変化に鑑み、金沢SDGsを踏まえた地域の国際化を推進し、多様な人材によって本市が持続可能な発展を続けていくための新たな行動計画として、「金沢市国際交流ミライアクション」を策定するものです。

### 2. 計画期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

### 3. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、地域の国際化に向けた計画とするため、国際交流員及び市職員等の横断的組織である「庁内ワーキンググループ」を設置し、検討を進めるとともに、外国人住民アンケート、国際交流団体等からの意見聴取、パブリックコメントを実施しました。なお、策定後は庁内各課所及び関係団体等と連携し、総合的かつ効率的に施策の推進に取り組みます。

#### ■庁内ワーキンググループ

全庁横断的な検討を行うため、国際交流員及び市職員等で組織する「庁内ワーキンググループ」を設置し、意見交換や政策立案等について、3回の会議を実施しました。

回	開催日	主な内容
第1回	令和4年 8月 4日(木)	・体系図(素案)に基づく施策についてのブレインストーミング
第2回	令和4年 10月 25日(火)	・計画骨子案及び関連施策について ・外国人住民アンケートの結果について
第3回	令和5年 2月 1日(水)	・計画案の策定について

#### ■外国人住民アンケート

令和4（2022）年8月から9月にかけて、特別永住者を除く満18歳以上の外国人住民4,510人から無作為抽出した1,200名を対象に外国人住民の意識やニーズ、生活実態を把握するためのアンケートを実施しました。

#### ■国際交流員会議

令和4（2022）年8月及び10月、金沢市に在籍する5名の国際交流員が、独自に会議を行いその意見を集約しました。また、庁内ワーキンググループのメンバーとして策定に参画しています。

#### ■国際交流団体等からの意見聴取

令和4（2022）年8月及び11月、（公財）金沢国際交流財団の「国際交流関係団体連絡会」に加盟する国際交流団体や地域社会の国際化を目的とするNPO法人から意見聴取しました。

#### ■パブリックコメント

今回の計画策定にあたり、令和4（2022）年12月19日から令和5（2023）年1月17日の間、本市ホームページにて骨子（案）を掲載し、市民からの意見を求めました。

### 4. 計画策定の背景

本市は、平成25（2013）年3月に新たな都市像「世界の『交流拠点都市金沢』をめざして」を策定しました。これを受け、平成27（2015）年3月に、国際交流の総合的な戦略として「金沢市国際交流戦略プラン」を策定し、国際交流の活性化を図ってきましましたが、計画期間は令和4（2022）年度に終了します。

平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発目標（SDGs）」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された後、持続可能な社会実現に向けての取組が加速しました。令和2（2020）年に、本市の持続可能な開発目標（SDGs）推進の行動計画として策定された「金沢ミライシナリオ」には、多様な価値観や文化を大切にすることが盛り込まれるなど、SDGsの観点からも、国際交流や多文化共生に取り組むことが必要になってきました。

国においては、平成30（2018）年12月、人手不足を背景に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、在留資格「特定技能」が創設されるなど、外国人労働者の受入れ拡大により、地域レベルでも外国人住民の増加等の国際化が進展しました。令和元（2019）年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、外国人への日本語学習支援の推進が明記されたほか、令和2（2020）年9月には総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を14年ぶりに改訂し、地方公共団体における多様性と包摂性のある社会の実現、地域社会への外国人住民の積極的な参画などの重要性が示されました。

令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、産業、観光、教育等のあらゆる社会生活、とりわけ国際交流における人的交流に影響をもたらした一方、デジタル技術を活用した新たな交流手法の急速な普及も考慮する必要性が生じています。

## 持続可能な開発目標(SDGs)と金沢 SDGs 「金沢ミライシナリオ」

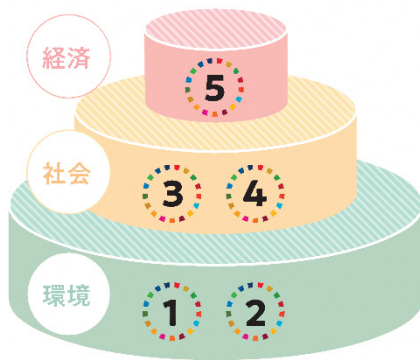
持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (具体目標) から構成されています。



### 「金沢ミライシナリオ」の 5 つの方向性

本市で SDGs を効果的に進めるため、「金沢の風土、歴史、文化を踏まえること」、「経済、社会、環境の 3 つの側面を包括的に捉えること」という視点から 5 つの方向性を掲げました。

4 つ目の「誰もが生涯にわたって学び活躍できる社会風土をつくる」の中に、「外国の文化や生活を理解し、尊重する」ことが盛り込まれるなど、SDGs の観点からも、持続可能な社会の実現に向けて、国際交流や多文化共生に取り組むことが重要になってきました。



- 1** 自然、歴史、文化に立脚したまちづくりをすすめる
- 2** 環境への負荷を少なくし資源循環型社会をつくる
- 3** 次代を担う子供たちの可能性を引き出す環境をつくる
- 4** 誰もが生涯にわたって学び活躍できる社会風土をつくる
- 5** 文化や産業に革新的イノベーションが起きる仕組みをつくる

5つの方向性に基づきさまざまな人や組織と協働で取り組みます。

持続可能な開発は「環境」「社会」「経済」の 3 つの層を統合させて解決することが必要だと考えられています。金沢がこれまで固有の自然や地形などの環境を基盤として地域社会が形成され、独自の産業などが発展してきたように、2030 年に向けた金沢 SDGs の 5 つの方向性も、この 3 つの層の成り立ちや関わりを意識しています。

## 第2章 現状と課題

### 1. 外国人住民の現状

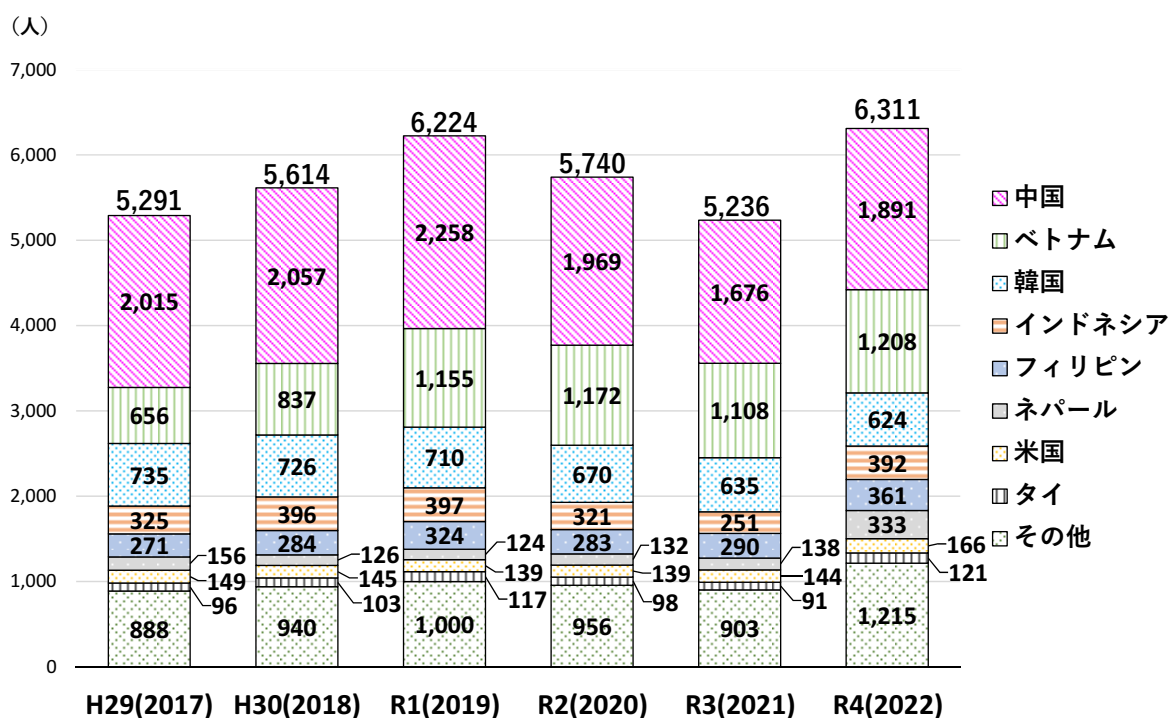
#### (1) 人口推移

本市においては、令和4（2022）年12月末現在、6,311人の外国人が暮らししており、全市民447,181人のうちの1.4%を占めています。（令和4年6月 全国平均2.4%）

また、国籍については約90の国・地域の方が暮らししており、中国が1,891人（30.0%）、次いでベトナムが1,208人（19.1%）、韓国が624人（9.9%）の順になっており、全体的にアジア出身の人が多くなっています。

増加傾向にあった外国人住民は、令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限の影響等を受けいったん減少しましたが、令和4（2022）年10月の入国制限緩和以降は再び増加傾向にあります。

本市の外国人住民数の推移  
（各年12月末現在）



資料：金沢市住民基本台帳  
出入国管理庁「在留外国人数」、総務省統計局「人口推計」令和4年6月末現在

## (2) 在留資格別

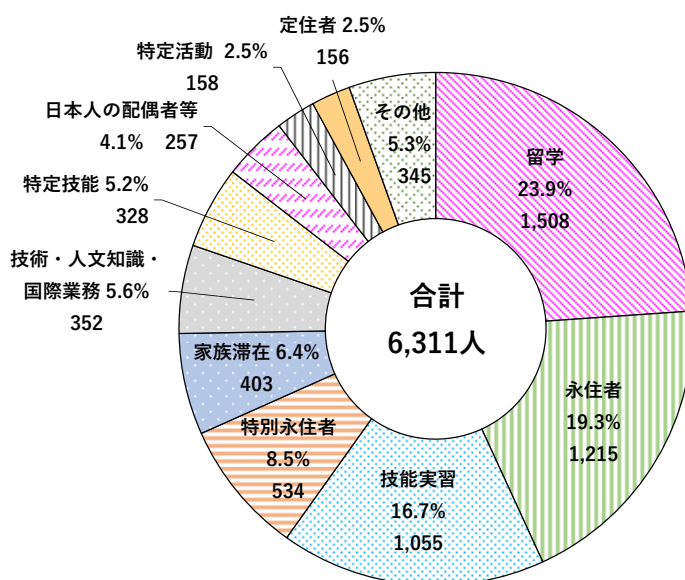
外国人住民の在留資格(※)別では、令和4(2022)年12月末現在、「留学」が1,508人(23.9%)、次いで「永住者」が1,215人(19.3%)、「技能実習」が1,055人(16.7%)の順となっています。「留学」の国籍では、中国が638人(42.3%)と最も多く、次いでネパールが229人(15.2%)、インドネシアが152人(10.1%)となっています。

また、平成24(2012)年と比較して、「技能実習」の増加が顕著になっています。長期在留可能な在留資格である「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」については、平成24(2012)年の1,309人から増加し、令和4(2022)年では1,628人となっています。

(※) 法務省(出入国在留管理庁)が外国人に対する上陸審査・許可の際に付与する資格のこと(44~45頁参照)

本市の外国人住民の在留資格別割合

(令和4年12月末現在) (単位:人)



留学生の国・地域内訳  
(令和4年12月末現在)

国・地域	「留学」人数	
	(人)	(%)
中国	638	42.3%
ネパール	229	15.2%
インドネシア	152	10.1%
ベトナム	88	5.8%
ミャンマー	84	5.6%
バングラデシュ	39	2.6%
タイ	39	2.6%
台湾	31	2.1%
韓国	24	1.6%
ロシア	19	1.3%
ドイツ	17	1.1%
マレーシア	15	1.0%
米国	14	0.9%
モンゴル	12	0.8%
その他	107	7.0%
合計	1,508	100.0%

在留資格別の推移  
(各年12月末現在)

在留資格	H24(2012)		R4(2022)	
	(人)	(%)	(人)	(%)
留学	1,434	31.1%	1,508	23.9%
永住者	876	19.0%	1,215	19.3%
技能実習	429	9.3%	1,055	16.7%
特別永住者	735	16.0%	534	8.5%
家族滞在	257	5.6%	403	6.4%
技術・人文知識・国際業務	146	3.2%	352	5.6%
特定技能	-	-	328	5.2%
日本人の配偶者等	282	6.1%	257	4.1%
特定活動	17	0.4%	158	2.5%
定住者	151	3.3%	156	2.5%
その他	279	6.0%	345	5.3%
合計	4,606	100.0%	6,311	100.0%

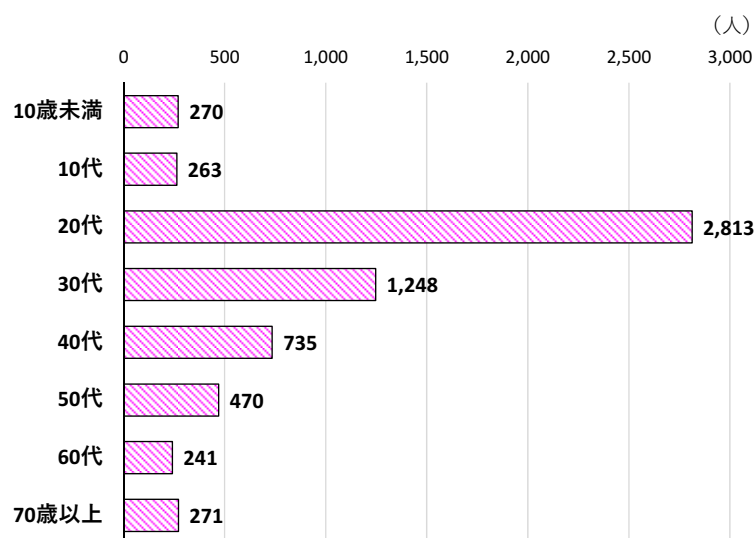
資料: 金沢市住民基本台帳



### (3) 年代別人口

外国人住民の年代別人口は20代が2,813人で最も多く、次いで30代が1,248人、40代が735人の順となっており、20・30代で全体の64.3%を占め、若年層中心の年齢構成となっています。

本市の外国人住民の年齢別人口  
(令和4年12月末現在)

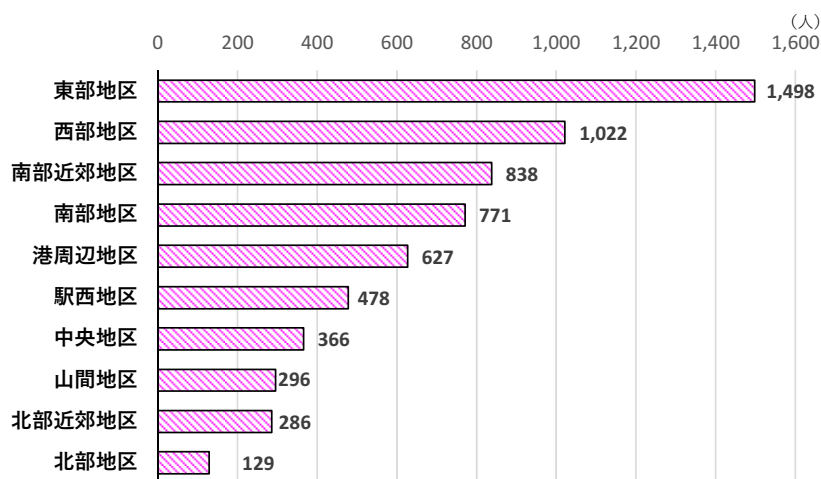


資料：金沢市住民基本台帳

### (4) 地区別人口

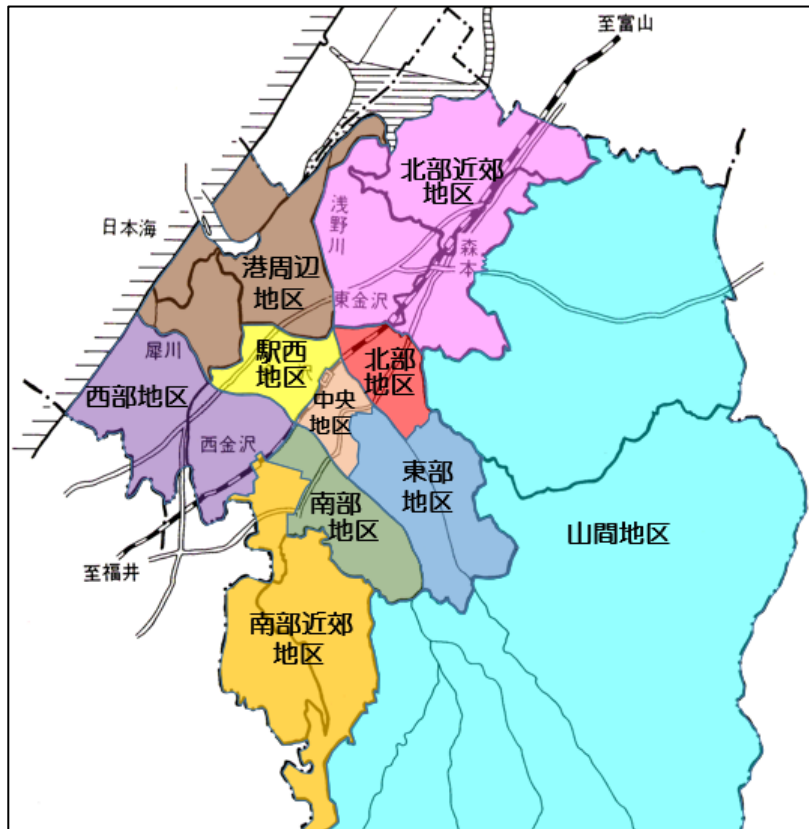
外国人住民の地区別人口は、東部地区が1,498人で最も多く、西部地区が1,022人で次いでいます。さらに、南部近郊地区838人、南部地区771人、港周辺地区627人、駅西地区478人、中央地区366人、山間地区296人、北部近郊地区286人、北部地区129人の順になっています。

地区別人口  
(令和4年12月末現在)



資料：金沢市住民基本台帳

【参考】地区略図



(参考文献)「令和3年度(2021年度)金沢市統計書」9～14頁

(5) 外国人住民の現状から見える課題

本市の外国人住民数は増加傾向にあり、令和4(2022)年12月現在、その割合はアジア圏が多いものの、約90の国・地域の方が居住しています。また、20～30代を中心とする若年層が約6割を占めており、その多くが留学生または技能実習生として生活しています。

平成31(2019)年4月に「改正出入国管理法」が施行され、労働力不足を背景に、人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みとして創設された新たな在留資格である「特定技能1号」で在留する外国人住民が、今後、増加することが見込まれます。

また、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人に付与される在留資格「特定技能2号」では、家族の帯同が認められるなど、日本での滞在が長期化し、永住者の資格要件に達する外国人も増えることが予想されます。

【アクション】

- ①外国人住民の増加を踏まえた多文化共生に関する意識の啓発
- ②地域の実情に応じた、日本人も外国人も住みやすいまちづくり

## 2. 本市の国際化の現状

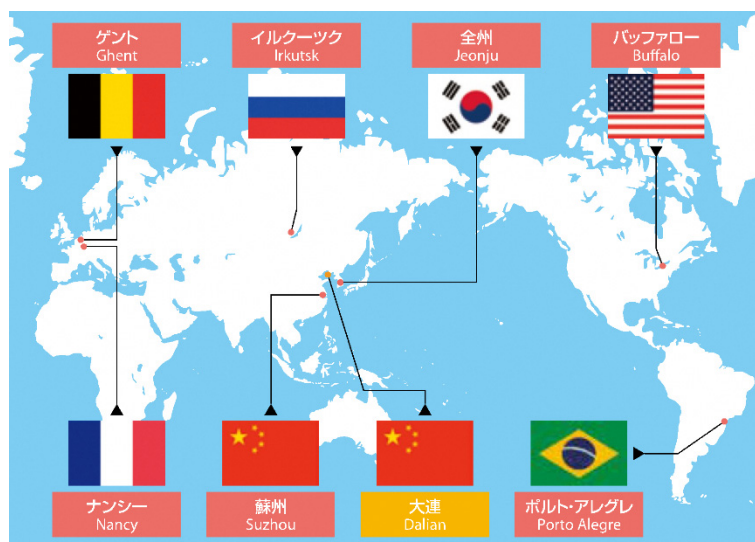
### (1) 姉妹・友好交流都市との国際交流

本市は、現在、バッファロー市、イルクーツク市、ポルト・アレグレ市、ゲント市、ナンシー市、蘇州市及び全州市の海外 7 都市と姉妹都市提携を、大連市と友好交流都市提携を行っています。

これらの姉妹・友好交流都市との間において、各都市との互いの特性を生かした各種の交流事業を通して市民間の友好・親善の促進を図る一方、SDGs などの今日的課題の解決に向けた取組も行っています。

また、令和 2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、往来を伴う対面での交流が難しい状況となりましたが、オンラインを活用した交流の機会を創出し、姉妹・友好交流都市との関係を深めてきています。

本市の姉妹・友好交流都市



本市の姉妹・友好交流都市

	都市名	国	提携年月日	人口	面積
姉妹都市	バッファロー市	米国	1962年12月18日	28万人	105 km <sup>2</sup>
	イルクーツク市	ロシア	1967年3月20日	62万人	277 km <sup>2</sup>
	ポルト・アレグレ市	ブラジル	1967年3月20日	149万人	495 km <sup>2</sup>
	ゲント市	ベルギー	1971年10月4日	26万人	156 km <sup>2</sup>
	ナンシー市	フランス	1973年10月12日	11万人	15 km <sup>2</sup>
	蘇州市	中国	1981年6月13日	762万人	8,488 km <sup>2</sup>
	全州市	韓国	2002年4月30日	65万人	206 km <sup>2</sup>
友好交流都市	大連市	中国	2006年11月24日	604万人	12,574 km <sup>2</sup>

## (2) 海外ネットワークとの交流

### ①ユネスコ創造都市ネットワーク等との交流

本市では、平成 21 (2009) 年に認定を受けたユネスコ創造都市ネットワークや金沢・世界工芸トリエンナーレなどの枠組みを通じ、アーティスト・イン・レジデンスなどの海外工芸作家の受入れや本市の工芸作家等の派遣など、海外とのネットワークを生かした文化・芸術交流を行っています。

### ②日仏自治体交流会議における交流

本市は、日仏交流 150 周年を記念し、ナンシー市と金沢市の呼びかけにより平成 20 (2008) 年から隔年で開催されている日仏自治体交流会議に出席し、仏自治体との交流を続けています。

本会議は、姉妹・友好関係にある日仏両国の自治体が一堂に会し、両国の自治体が抱える共通の行政課題や先進施策等について発表・議論することで両国の地方自治の発展に寄与しています。

### ③2020 年東京オリパラのレガシーを生かしたスポーツ交流

本市は、姉妹都市との縁から、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のフランスとロシアのホストタウンに登録し、令和 3 (2021) 年、フランスの水泳 3 種目、ウエイトリフティング、パラ水泳と、ロシアの飛込種目の選手団の事前合宿を受け入れました。大会終了後も、ホストタウン受入れで培ったネットワークを生かし、各種事前合宿の誘致やスポーツ交流を展開しています。

## (3) 高等教育機関等による国際交流

### ①金沢美術工芸大学

グローバルな視野を養い世界をめざす学生を育てるため、海外の大学と協定を締結し、学生や教員の派遣等を行い、国際交流事業を推進しています。

#### 【交流実績のある海外大学】

- ・ゲント王立美術アカデミー (ベルギー)
- ・ナンシー国立高等美術学校 (フランス)
- ・清華大学美術学院 (中国)
- ・国立台湾芸術大学 (台湾) など

### ②金沢市立工業高校

相互訪問による交流に加え、オンラインを活用した交流会を開催し、互いの市や学校の魅力・特徴等を動画で紹介するとともに、生徒間で話し合う機会を設けることで交流を推進しています。

#### 【交流実績のある海外校】

- ・蘇州高等職業技術学校 (中国)
- ・大連市技師学院 (中国)
- ・全州工業高等学校 (韓国)

### ③その他の高等教育機関

金沢市及び近郊には、現在、18 の大学・短期大学・高等専門学校と、31 の専修学校が集積しており、様々な国際交流を行っています。

#### 【金沢市内の大学・短期大学】

- ・金沢大学
- ・金沢学院大学、金沢学院短期大学
- ・北陸大学
- ・金沢星稜大学、金沢星稜大学女子短期大学部
- ・北陸学院大学、北陸学院大学短期大学部

#### (4) 多文化共生施策

##### ①多言語情報の提供

本市で生活を始める外国人のための外国語版生活ガイドの作成をはじめ、本市の公式ホームページ内の行政文書等の翻訳を集約した多言語ライブラリー「For Foreign Residents」の設置、窓口での多言語電話・映像通訳サービスや自動翻訳機の導入等、外国人の行政手続き等における多言語の環境整備を進めてきました。さらに、文字情報だけでは伝わりにくい手続き等については動画を制作・公開する等、分かりやすい行政サービスの提供に努めています。

##### 主な外国人住民向け多言語行政サービス

取組	内容
外国語版「金沢生活ガイド」の作成	金沢市で生活を始める外国人のための生活情報ガイドを6言語で作成・配布しています。
多言語ライブラリー「For Foreign Residents」の設置	市が作成する行政文書・印刷物の翻訳を集約し、市のホームページに掲載しています。
窓口多言語電話・映像通訳サービス	窓口で多言語電話通訳サービスやタブレットを使用した映像通訳サービス、短い会話に便利な携帯型の自動翻訳機を導入しています。
行政手続・関係書類の多言語化	市税のしおり、児童手当のあらまし、母子健康手帳、各種申請書等、市民生活に身近な書類を多言語化しています。
行政手続動画の制作	健康保険の仕組みやごみの分別、住民登録、保育園の入園申請の仕方等を動画で解説しています。
企業局コールセンター多言語サービス	多言語通訳サービス（5言語）を活用した電話対応を実施しています。
かなざわ外国人母国語緊急ネット	日本語が堪能な外国人キーパーソンを中心に、LINE アプリを活用して市からの情報を母国語で共有するネットワークを運用しています。
指定避難場所多言語マップ	市の指定避難場所を記載した地図の多言語版（6言語）を提供しています。
防災ハンドブック	「やさしい日本語」をベースにした「外国人市民のための防災ハンドブック」を多言語版（6言語）で提供しています。
かなざわ多言語防災サイト	防災情報や災害時の情報を多言語で提供しており、災害時のコミュニケーションも可能です。
避難所多言語対応冊子	各指定避難場所に、避難所開設時の初期対応するための多言語対応冊子を配置しています。（4言語）
多言語金沢救急アプリ	「翻訳表示機能」、「音声ナレーション機能」、「緊急対応機能」が搭載された多言語アプリを活用し、円滑な救急活動に取り組んでいます。

## ②外国人向け支援

### ■地域の日本語・学習支援教室開催

地域団体、大学や国際交流団体等と連携し、日本語・学習支援を必要とする外国人児童・生徒等を対象に地域活動としての日本語・学習支援教室を開催しています。

教室の開催に併せて、子どもの保護者や近隣の外国人住民への支援として、学校や地域での日常生活に関する相談や地域団体の活動等についての情報提供等も行っています。



日本語・学習支援教室

### ■外国人子育て応援通訳ボランティア派遣

(公財)金沢国際交流財団が実施した通訳研修を受講した市民を福祉健康センターにおいて実施している「集団健診」等に通訳ボランティアとして派遣し、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人母子に対し、円滑なコミュニケーションができるよう支援しています。

また、自宅へ訪問する「赤ちゃん訪問」や病院へ付き添う医療通訳の派遣をめざしてボランティアのスキルアップにも取り組んでいます。

## (5) 本市の国際化の現状から見える課題

新型コロナウイルス感染症が拡大し、海外との直接の往来が難しくなった中でも、姉妹・友好交流都市等との交流を継続できたことは、これまで培ってきた様々なネットワークとの友好の証と言えます。国際交流の発展にはこうした関係をさらに強固にするために、市民交流を活発にすることが必要です。

コロナ禍の交流ツールとして普及したデジタル技術が役立つことも実証されており、新しい交流や発信の手法として活用していく必要があります。

多文化共生については、新たな在留資格の創設など、外国人住民の増加が見込まれることから、引き続き多言語対応を強化するほか、外国人住民が地域で孤立しないよう日本語・学習支援教室の開催や支援に携わるボランティアを増やす取組も重要です。

一方、高等教育機関も様々な交流を行っていることから、連携の促進を図ることで、国際交流を活性化することも大切です。

### 【アクション】

- ③姉妹・友好交流都市や海外とのネットワークを生かした交流を強化
- ④デジタル技術を活用した国際交流及び魅力発信を強化
- ⑤外国人住民向け多言語サービスの充実
- ⑥ボランティアの人材育成・スキルアップへの取組を強化
- ⑦市民交流の促進や高等教育機関との連携

### 3. 外国人住民アンケート

本市における外国人住民の意識やニーズ、生活実態を把握し、本市の国際化施策における多文化共生社会の地域づくりに活用するため、アンケート調査を実施しました。

#### 調査概要

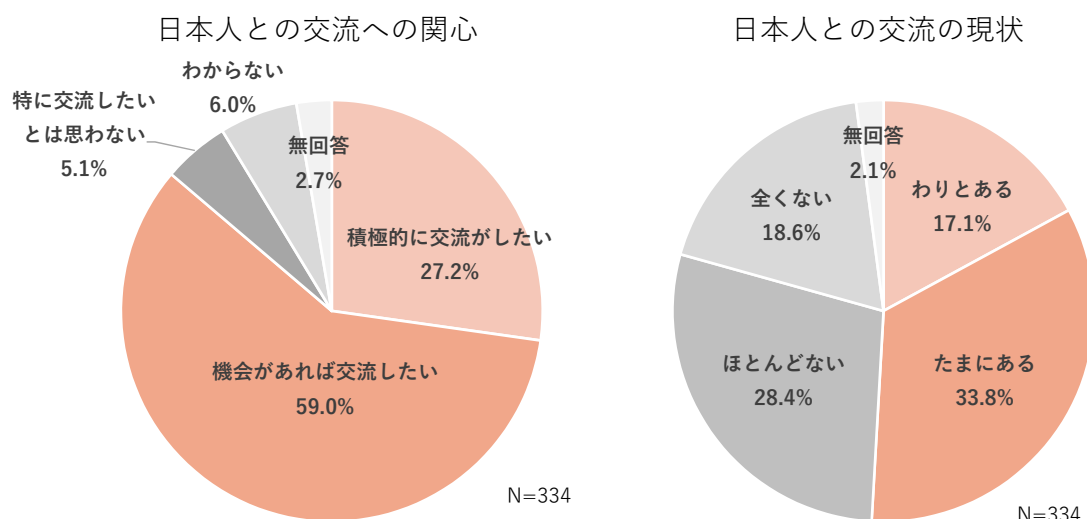
実施期間	令和4(2022)年8月26日(金)から9月23日(金)まで
対応言語	郵送回答：日本語、英語 Web回答：日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語
調査対象	特別永住者を除く、市内の外国人住民(令和4年7月現在18歳以上)
対象者数	1,200人(住民基本台帳より無作為抽出)
回答数	334件(回答率27.8%)
回答項目	・日本語でのコミュニケーション ・日常生活 ・緊急事態時のこと ・本市のこと

※グラフ中のNは回答数を表す。

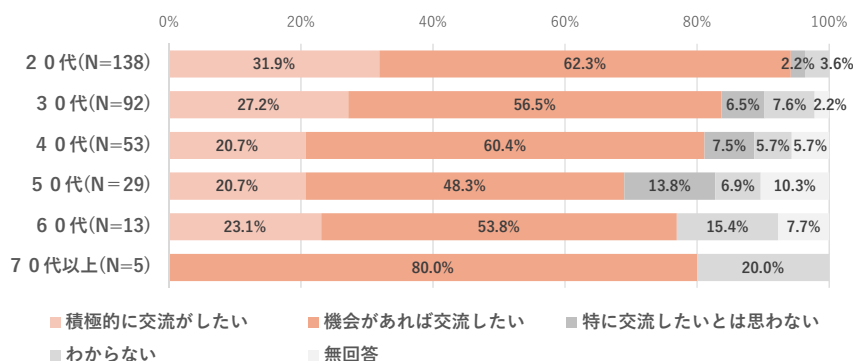
#### (1) 日本人との交流

日本人との交流について、「積極的に交流したい・機会があれば交流したい」と答えた人は86.2%いますが、交流が「ほとんどない・全くない」と答えた人は47.0%います。

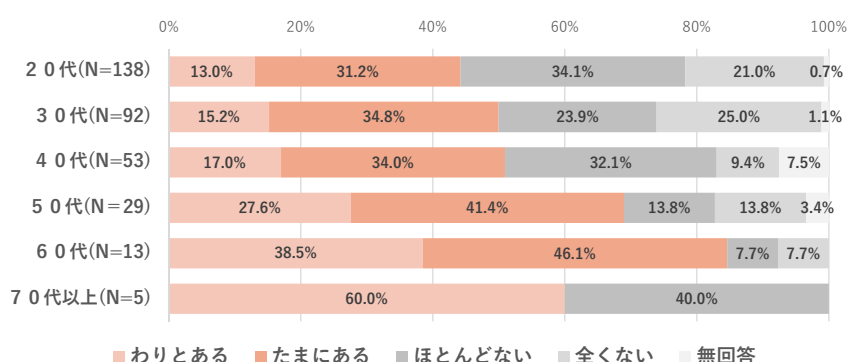
年代別では、60代が最も交流があり、年代が下がるにつれて交流が減っている現状に対して、交流への関心は20代で94.2%と最も高くなっています。



### 日本人との交流への関心（年代別）



### 日本人との交流の現状（年代別）

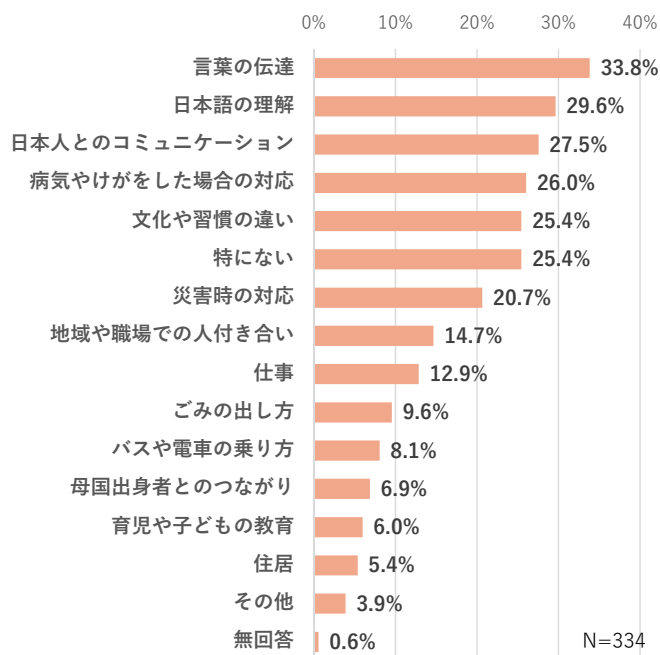


## (2) 日常生活での困りごと

### ①日常生活での困りごと

日常生活での困りごとでは、「言葉の伝達」が33.8%で最も多く、次いで「日本語の理解」が29.6%、「日本人とのコミュニケーション」が27.5%となっています。

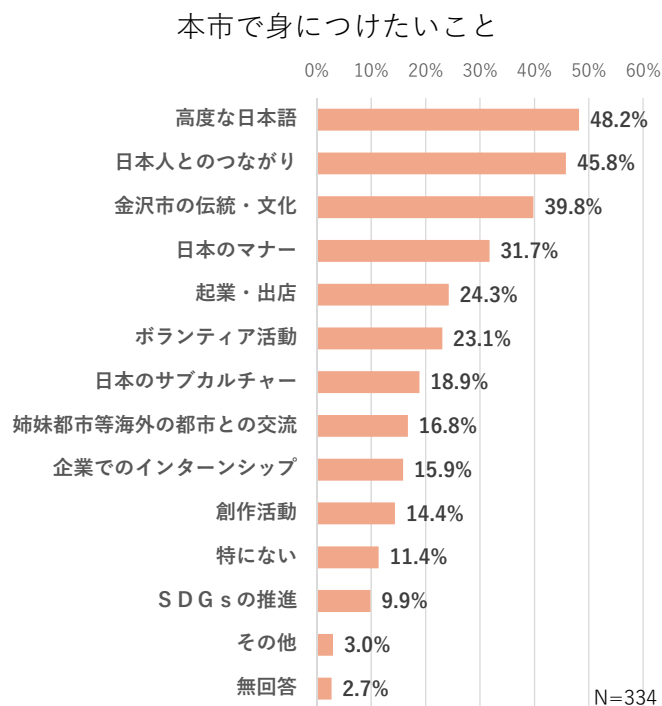
### 日常生活での困りごと





## ②本市で身につけたいこと

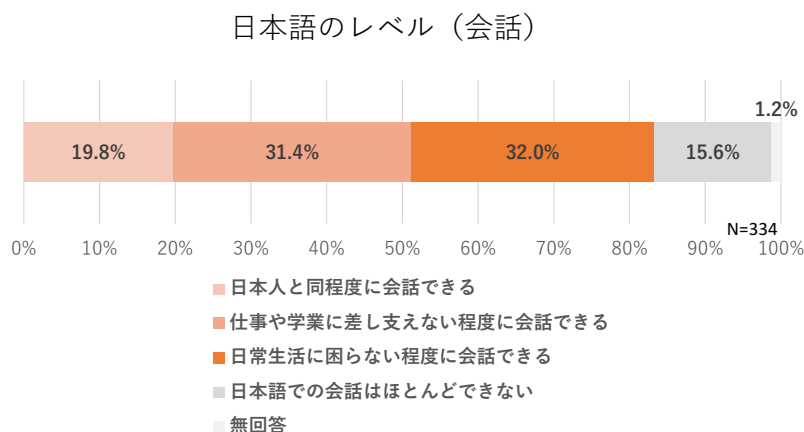
本市で身につけたいことでは、「高度な日本語」が48.2%で最も多く、次いで「日本人とのつながり」が45.8%、「金沢市の伝統・文化」が39.8%となっています。



## ③日本語レベルについて

### (会話)

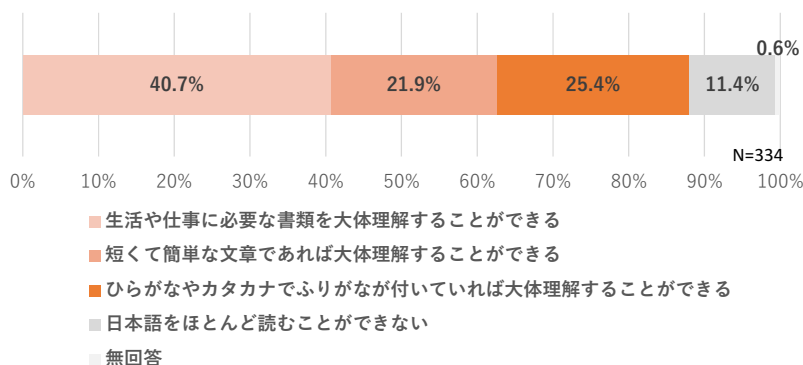
日本語レベルの“会話”については、「日常生活に困らない程度に会話できる」が32.0%で最も多く、次いで「仕事や学業に差し支えない程度に会話できる」が31.4%、「日本人と同程度に会話できる」が19.8%で、日本語で会話ができる人は合わせて83.2%となっています。



### (読む)

日本語レベルの“読む”については、「生活や仕事に必要な書類を大体理解することができる」が40.7%で最も多く、次いで「ひらがなやカタカナでふりがなが付いていれば大体理解することができる」が25.4%、「短くて簡単な文章であれば大体理解することができる」が21.9%で、日本語を読むことができる人は合わせて88.0%となっています。

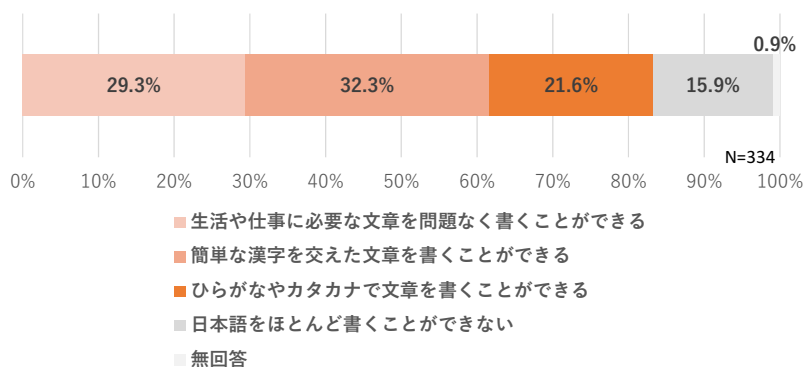
#### 日本語のレベル（読む）



### (書く)

日本語レベルの“書く”については、「簡単な漢字を交えた文章を書くことができる」が32.3%で最も多く、次いで「生活や仕事に必要な文章を問題なく書くことができる」が29.3%、「ひらがなやカタカナで文章を書くことができる」が21.6%で、日本語で書くことができる人はあわせて83.2%となっています。

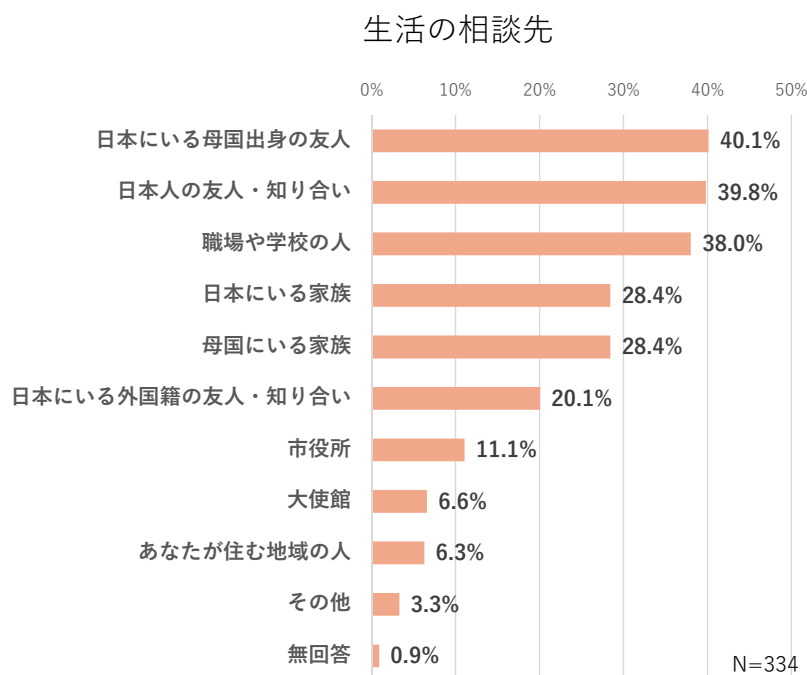
#### 日本語のレベル（書く）



### (3) 生活の相談

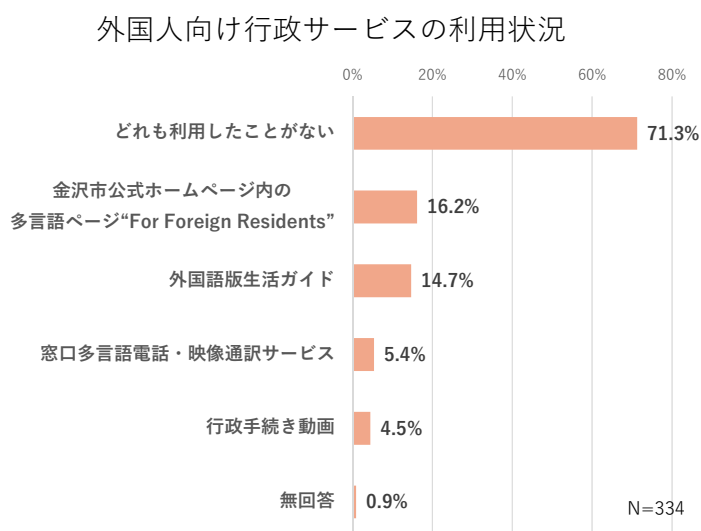
#### ①生活の相談先

生活の相談先は「日本にいる母国出身の友人」が 40.1%で最も多く、次いで「日本人の友人・知り合い」が 39.8%、「職場や学校の人」が 38.0%となっています。



#### ②外国人向け行政サービスの利用状況

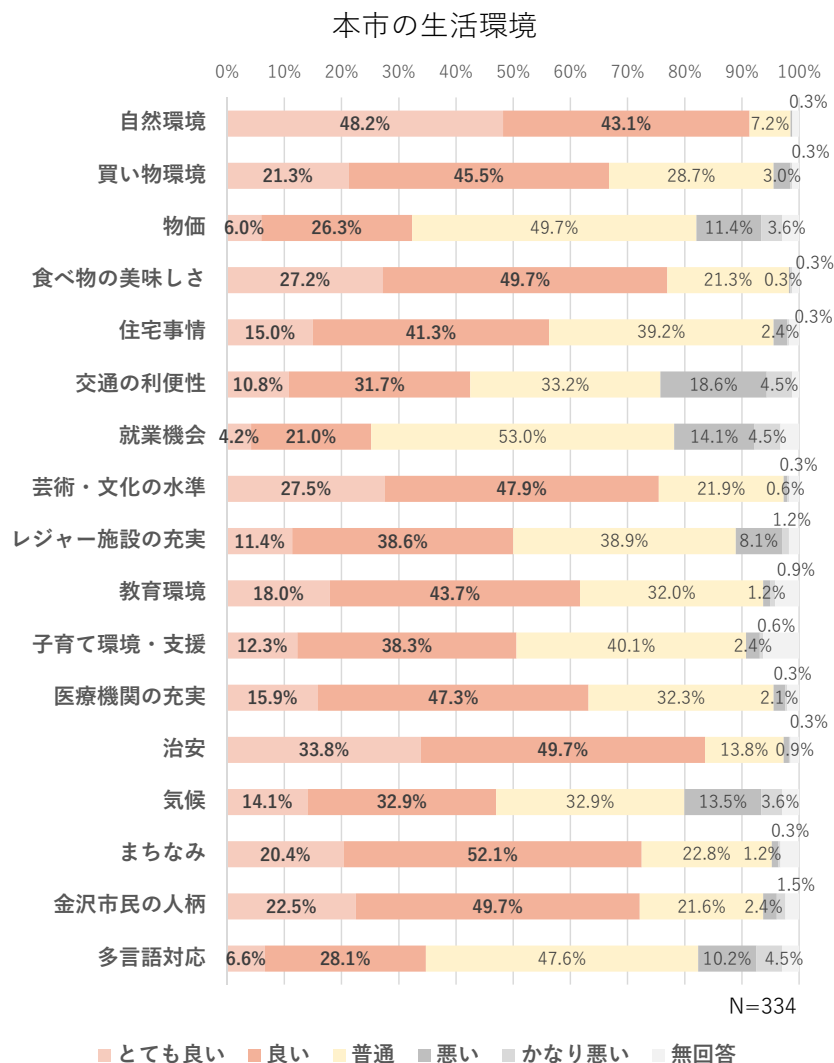
外国人向け行政サービスの利用状況については、「どれも利用したことがない」が 71.3%と最も多くなっています。



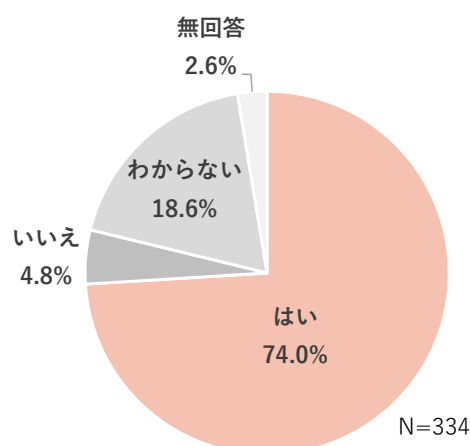
#### (4) 本市の生活環境

「自然環境」、「食べ物の美味しさ」、「芸術・文化の水準」、「治安」、「まちなみ」、「金沢市民の人柄」について、「とても良い・良い」と答えた人が70%以上となっています。

また、これからも金沢市に住み続けたいかの問いに対して、74.0%の人が「定住したい」と回答しています。



#### 本市での定住意向



## (5) 外国人住民アンケートから見える課題

### ①日本人との交流機会

日本人との交流については、関心が高く、「積極的に交流したい・機会があれば交流したい」と回答した人が8割以上あった一方で、交流が「わりとある・たまにある」との回答は5割強となっており、交流の機会や活動の場が求められています。

### ②日常生活でのコミュニケーション

日本語レベルについては、日常の会話や読み書きができる人は8割以上いますが、日常生活の困りごととして、「言葉の伝達」や「日本語の理解」との回答も3割近くあり、地域でのコミュニケーションを円滑にするための日本語・学習支援が求められています。

### ③日常生活の相談体制

外国人住民の生活の相談先は、日本にいる母国出身の友人や日本人の友人・知り合いを頼るケースが多いことから、日本語が十分理解できない外国人住民等の孤立を防ぐためには、外国人キーパーソンとの関係構築や日本人ボランティアの育成とともに、地域団体や国際交流団体等と連携し、身近で相談しやすい環境づくりが求められます。

また、本市ではこれまで外国人住民が生活に必要な情報にアクセスできるよう取り組んできましたが、さらなる活用の促進を図るため、周知方法などを検討する必要があります。

### ④金沢の生活環境

本市で生活する外国人住民にとっても、金沢の自然、食物、文化、市民の人柄等に対する評価は高いものとなっており、この評価を生かした施策を行う必要があります。

#### 【アクション】

- ⑧日本人と外国人の交流機会を増やす取組の強化
- ⑨地域の日本語・学習支援教室の開催
- ⑩やさしい日本語を含む多言語での情報発信
- ⑪必要な場面に応じて支援できるボランティア人材の育成
- ⑫居住歴の長い外国人住民と連携し必要な情報を提供する体制づくり
- ⑬町会や国際交流団体等と連携した相談体制づくり
- ⑭情報コンテンツの効果的な周知
- ⑮外国人にとっても住みやすい環境を生かした多文化共生の地域づくり

#### 4. 国際交流員の意見

本市には米国、ベルギー、フランス、中国、韓国の5ヶ国の国際交流員が在籍しています。国際交流員は姉妹都市との交流を支えるだけでなく、文書の翻訳や通訳、市民向けの国際理解講座、学校訪問、SNSでの魅力発信等、幅広い分野で本市の国際化を支えています。

本計画を策定するにあたり、庁内ワーキンググループのメンバーとして会議に参画したほか、独自に国際交流員会議を開催し、文化・景観・利便性・観光などの金沢の魅力や本市の地域の国際化に必要な施策などについて話し合いました。



庁内ワーキング会議



国際交流員会議

#### (1) 本市の魅力

##### ①文化

- ・伝統的な建物、工芸、祭りなどが保存されている一方、現代の芸術もあり、伝統と現代がバランスよく融和しているところがとても魅力的。
- ・金沢のおもてなしの精神、伝統工芸の豊かさ、自然と芸術の深いつながりが素晴らしい。
- ・金沢は伝統を未来へ受け継ごうとしており、伝統と現代の共存が面白い。文化を若い世代に伝えていく取組が素晴らしいし、文化を他者と共有することにオープンなのも良い。



金沢 21 世紀美術館

## ②景観

- ・まちなみが統一されていて、看板も派手な色を使わないよう配慮されており、伝統と現代がきれいに調和している。鼓門のデザインのように、現代の文化や建築にも、伝統を生かしている。
- ・公園や山だけではなく、街中にも緑や花が多く、地形が起伏に富んでおり、眺望がよい。
- ・金沢は山も海も近く魅力的である。



ひがし茶屋街



金沢駅前広場「鼓門」

## ③便利さ・心地よさ

- ・様々な施設がまちなかにコンパクトに集まっていて住みやすい。
- ・用水沿いの道や並木道に四季折々の風情があり、歩くのに心地よい。
- ・食べ物が美味しく、様々な国の店があって色々な料理を味わえる。
- ・首都圏へのアクセスが良く、空港も近いので、とても便利である。

## ④観光

- ・金沢は伝統と現代が調和する美しい都市で、観光地もコンパクトに集まっており、見て回りやすい。
- ・周遊バスやまちのりがあって、観光に便利である。
- ・観光資源が豊富で、グルメも充実しており、様々なジャンルで街を楽しめる。

## (2) 計画に取り入れたい事項

### ①金沢の文化や人材を生かした国際交流

- ・姉妹都市と音楽やスポーツを通じた交流を推進できればよい。
- ・若者を対象とした姉妹都市との新たな交流を実施したい。
- ・国際交流員と金沢市民との交流の機会を増やし、姉妹都市について更に知ってもらいたい。
- ・一般の観光客だけではなく、アーティストや企業、様々な団体に向けて本市の魅力を発信した方がよい。

## ②多様な価値観や文化を尊重する多文化共生

- ・外国につながりがある子どもや学生が言葉で勉強に困らないよう、地域においても日本語・学習支援を進める。
- ・交通や医療の分野において、外国人住民により分かりやすい情報提供を検討していく必要がある。
- ・様々な国籍の方々と交流できる機会が増えるとうれしい。
- ・金沢の未来を担う若い世代同士が交流し、お互いの記憶に残るようなイベントや活動の機会を増やしたらよい。
- ・金沢市民と外国人住民の相互理解を深めたい。相手の言語が分からなくても、「外国人」や「多文化」を怖がらずに、お互いの文化や慣習の違いを尊重し、「理解したい」と思える社会を作りたい。

## ③デジタルで世界とつながる情報発信

- ・ポストコロナ社会において、オンラインとオフラインのバランスがとれた国際交流をしたい。
- ・若者同士の交流を促進するため、SNS(インスタグラム等)を活用した交流をしたい。

### (3) 国際交流員の意見から見える課題

金沢の文化や人材を生かした国際交流の推進、日本人と外国人、国籍・出身地やコミュニティの異なる外国人同士を含めた多様な価値観や文化を尊重する多文化共生への取組、外国人住民が日本語での意思疎通を円滑に行えるよう地域でも日本語の支援が必要であること、さらに、デジタル技術を活用した発信や交流を強化していくことなどが課題としてあげられています。

#### 【アクション】

- ⑩金沢の魅力である文化や人材を生かした交流を促進
- ⑪日本人と外国人の交流の促進と多文化共生意識の啓発
- ⑫デジタル技術を活用した国際交流及び魅力発信を強化



## 5. 国際交流団体の意見

### (1) 意見聴取団体

(公財)金沢国際交流財団の「国際交流関係団体連絡会」に加盟する国際交流団体及び地域社会の国際化を目的とする NPO 法人からの意見を聞き取りました。

### (2) 意見概要

#### ①国際交流について

- ・外国人に金沢を知ってもらい、選ばれる都市になるためには金沢の特性を生かした交流が大切である。
- ・近年、市内で増加しているアジアの人々も金沢の伝統的な文化に大きな関心がある。

#### ②外国人の居住環境について

- ・金沢市には様々な母語を持つ外国人が居住しており、多言語化に加えて、やさしい日本語の活用も有効である。
- ・地域の国際化には、町会などの地域団体、国際交流団体、高等教育機関、NPO 法人など様々な主体と行政等の連携が重要である。

#### ③国際理解と多文化共生について

- ・新しく転入する外国人が日本語や日本の習慣などに慣れる必要があるのはもちろんだが、日本人も海外の文化についての国際理解が必要である。

#### ④人材育成について

- ・金沢市がより世界的に認知され、地域の国際化への対応を進めるために、未来を担う若者をグローバル人材として育成するとともに、国際交流やボランティア活動への関心を高め参画を促すことが必要である。

### (3) 国際交流団体の意見から見える課題

金沢の伝統文化に関する関心は、欧米だけではなくアジアでも高いため、本市の文化や特性を生かした発信が効果的です。

また、外国人も日本に慣れる必要がありますが、日本人もまた異文化への理解を深めていくことが大切です。

これから外国人住民が地域で増えていくことが予想されますが、地域の国際化に対応するためには、地域団体や高等教育機関等との連携や将来を担う若者を対象とした人材育成が必要です。

#### 【アクション】

- ①外国人に選ばれるまちになるための金沢の特性を生かした交流・発信
- ②日本人が外国文化を知るための国際理解の促進や多文化共生意識の啓発
- ③地域の国際化に対応するための町会などの地域団体等、様々な主体との連携
- ④グローバル人材育成と若い世代の国際交流への意識向上と参加機会の充実

## 6. 課題とアクション

第1章に記載した社会情勢の変化を踏まえ、本章では本市の現状と課題を考察し、必要となる行動（アクション）を3つに分類しました。

### 【社会的背景】

#### ○社会情勢

- ・国の外国人受入れ施策の拡大
- ・「日本語教育推進法」の施行
- ・地域レベルでのグローバル化の進展
- ・デジタル化の進展や市民の生活様式等の変化

#### ○持続可能な社会実現への取組

- ・「持続可能な開発目標」への動きが加速
- ・金沢SDGsの推進

### 【本市の現状と課題】

#### ○国際交流

- ・金沢の特性を生かした交流・発信強化
- ・デジタル技術の活用

#### ○多文化共生

- ・日本人と外国人の交流機会の充実
- ・地域での日本語・学習支援教室の開催

#### ○人材育成

- ・国際理解の促進
- ・ボランティア人材の育成

など

## 行動（アクション）

### 分類1：金沢の特性・ネットワーク・デジタル技術

- ③姉妹・友好交流都市や海外とのネットワークを生かした交流を強化
- ④⑩デジタル技術を活用した国際交流及び魅力発信を強化
- ⑦市民交流の促進や高等教育機関との連携
- ⑬金沢の魅力である文化や人材を生かした交流を促進
- ⑯外国人に選ばれるまちになるための金沢の特性を生かした交流・発信

### 分類2：日本語・多文化共生・暮らしやすい地域づくり

- ①外国人住民の増加を踏まえた多文化共生に関する意識の啓発
- ②地域の実情に応じた、日本人も外国人も住みやすいまちづくり
- ⑤外国人住民向け多言語サービスの充実
- ⑨地域の日本語・学習支援教室の開催
- ⑫やさしい日本語を含む多言語での情報発信
- ⑫居住歴の長い外国人住民と連携し必要な情報を提供する体制づくり
- ⑬町会や国際交流団体等と連携した相談体制づくり
- ⑭情報コンテンツの効果的な周知
- ⑮外国人にとっても住みやすい環境を生かした多文化共生の地域づくり
- ⑯地域の国際化に対応するための町会などの地域団体等、様々な主体との連携

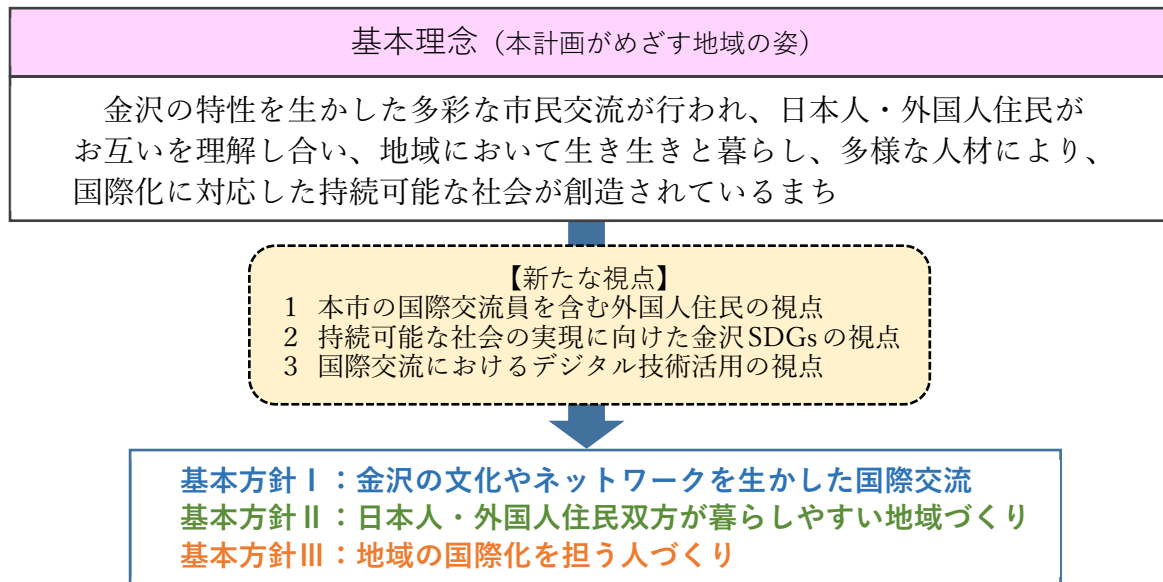
### 分類3：国際理解・人材育成

- ⑥ボランティアの人材育成・スキルアップへの取組を強化
- ⑧日本人と外国人の交流機会を増やす取組の強化
- ⑪必要な場面に応じて支援できるボランティア人材の育成
- ⑰日本人と外国人の交流の促進と多文化共生意識の啓発
- ⑳日本人が外国文化を知るための国際理解の促進や多文化共生意識の啓発
- ㉒グローバル人材育成と若い世代の国際交流への意識向上と参加機会の充実

## 第3章 基本的な考え方

### 1. 基本理念

前章までの考察と庁内ワーキンググループでの検討を経て、本計画がめざす地域の姿として、基本理念を「金沢の特性を生かした多彩な市民交流が行われ、日本人・外国人住民がお互いを理解し合い、地域において生き生きと暮らし、多様な人材により、国際化に対応した持続可能な社会が創造されているまち」としました。



### 2. 基本方針と施策の方向性

基本理念を実現するため、前章でまとめた行動（アクション）、庁内ワーキンググループでの検討、策定に向けた取組から得られた新たな視点およびパブリックコメントでの意見を踏まえ、「基本方針Ⅰ～Ⅲ」、「施策の方向性」を導き出しました。

#### 基本方針Ⅰ：金沢の文化やネットワークを生かした国際交流

- ・文化芸術や工芸、建築、食文化、音楽など、金沢の豊かな文化や人材を生かし、様々な分野での国際交流を推進します。
- ・姉妹・友好交流都市やユネスコ創造都市ネットワーク、日仏自治体交流会議、ホストタウン事業などこれまでの実績やネットワークを生かし、交流の活性化を図ります。
- ・高等教育機関の集積を生かし、様々な分野での学術文化交流の推進に向けて、大学等と連携していきます。
- ・本市に居住する留学生や技能実習生など多様な外国人住民との市民レベルの交流を推進します。
- ・デジタル技術を活用し、オンラインとリアル双方の利点を融合させ、持続的な交流や魅力の発信を図ります。

〔関連するSDGsの目標〕



## 基本方針II：日本人・外国人住民双方が暮らしやすい地域づくり

- ・多言語による情報提供や相談体制の充実を図り、外国人住民の居住環境の向上を図ります。
- ・日本語によるコミュニケーションが難しい外国人住民に対し、地域における日本語・学習支援を行います。
- ・外国人住民や国際交流員による国際理解講座及び多文化共生イベント等の実施を通して、相互理解の促進を図ります。
- ・町会などの地域団体、大学や国際交流団体等と連携するとともに、地域の外国人キーパーソンとの協働に取り組みます。

〔関連する SDGs の目標〕



## 基本方針III：地域の国際化を担う人づくり

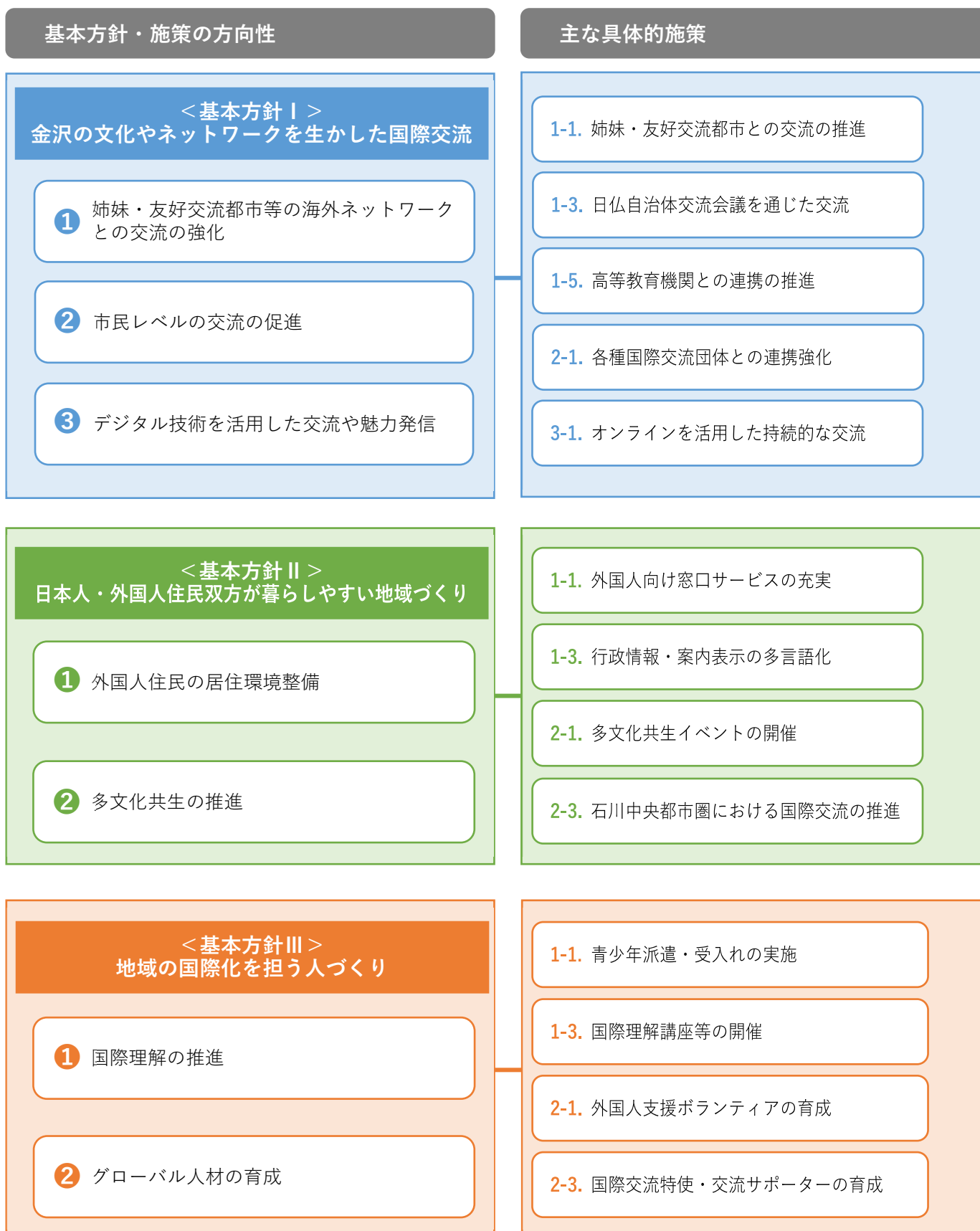
- ・青少年の国際交流の機会の創出や SDGs 及び多文化共生の意識の醸成を図り、若者の国際感覚やグローバルな視点を養います。
- ・地域団体、大学、国際交流団体等と連携し、地域社会において活躍する外国人キーパーソンや市民ボランティアの育成に取り組みます。
- ・日本語指導や外国語などの研修を実施するとともに、異文化への理解や国際感覚を有するボランティアの育成を行います。

〔関連する SDGs の目標〕



### 3. 施策体系図

本体系図の具体的な施策に基づき、個別の事業を実施していきます。



関連するSDGsの目標

- 1-2. 海外ネットワークとの交流の推進
- 1-4. ホストタウンのレガシーを生かしたスポーツ交流の推進
- 1-6. 交流協定校・病院間交流の推進
- 2-2. 国際会議・国際交流イベントの開催
- 3-2. デジタル技術等活用による魅力発信・販路拡大



- 1-2. 地域での日本語・学習支援の推進
- 1-4. 外国人救急体制強化・防災情報発信
- 2-2. 町会等の地域団体との連携推進
- 2-4. 人権啓発出前講座の開催



- 1-2. 青少年向け交流イベントの開催
- 1-4. SDGs にかかる理念の普及・啓発
- 2-2. グローバル人材の育成・定着の推進
- 2-4. 語学力を生かしたおもてなしの推進



国際交流ミフィアクションがめざす地域の姿

金沢の特性を生かした多彩な市民交流が行われ、日本人・外国人住民がお互いを理解し合い、地域において生き生きと暮らし、多様な人材により、国際化に対応した持続可能な社会が創造されているまち

## 第4章 施策の展開

### 1. 事業の実施

前頁の体系図による「具体的な施策」にかかる個別事業については、国際交流課を中心に他課、関係団体等と連携しながら分野横断的に展開していきます。

#### 基本方針Ⅰ 金沢の文化やネットワークを生かした国際交流

本市の特性でもある文化芸術、工芸、建築、食文化、音楽などを生かし、これまで培ってきた姉妹・友好交流都市や海外ネットワークとの交流の発展をめざします。また、日本人住民・外国人住民の市民レベルの交流の促進や高等教育機関との連携の推進を図るとともに、交流をより活発にするため、デジタル技術を活用していきます。

#### 施策の方向性1 姉妹・友好交流都市等の海外ネットワークとの交流の強化

##### 施策1-1：姉妹・友好交流都市との交流の推進

###### ●姉妹都市との交流

世界の7姉妹都市（バッファロー市、イルクーツク市、ポルト・アレグレ市、ゲント市、ナンシー市、蘇州市、全州市）及び1友好交流都市（大連市）と様々な分野で交流を図ります。令和5年度は、ナンシー市姉妹都市提携50周年記念事業を実施します。

###### ●「金沢創作アンバサダー」による魅力発信

本市の国際交流を推進し、本市の魅力を内外に発信するため、姉妹都市に縁のあるアーティストを招聘し、創作活動を通じ、地元の作家や市民との交流を行うとともに、「金沢創作アンバサダー」に任命し、金沢の魅力を発信してもらいます。

###### ●ナンシー市所蔵能面修復・交流事業

能面師をナンシー市に派遣し、ナンシー市美術館所蔵の能面修復および交流事業を実施します。

###### ●金沢 JAZZ STREET の開催

海外の国際ジャズフェスティバルや姉妹都市のアーティストとの交流を実施します。

###### ●金箔職人の派遣

ナンシー市に金箔職人を派遣し、縁付金箔製造の技術を現地市民に披露するほか、アーティスト等との交流事業を実施します。

###### ●姉妹都市の伝統文化継承

令和9年に開園30周年を迎える姉妹都市公園は、各国の伝統的文化施設の老朽化が進行していることから、修繕などを計画的に行い、次世代に継承します。

###### ●姉妹都市提携図書館との交流

姉妹都市である蘇州市と全州市の図書館と図書交換・文化交流・共同研究・人的交流を実施し、市民の姉妹都市への理解と友好促進および図書館サービスの向上を図ります。

###### ●食の価値創造

姉妹都市の料理人から提供されたレシピを元に、金沢未来のまち創造館のノマチカフェで、各都市の代表的な料理の提供を実施します。

### 「金沢創作アンバサダー」による魅力発信

姉妹都市に縁のあるアーティストを招聘し、創作活動を通じ、地元の作家や市民との交流を行うとともに、将来にわたり本市の魅力発信に貢献してもらう「創作アンバサダー」魅力発信交流事業を令和3（2021）年度から実施しています。

第1号のアンバサダーには、姉妹都市ナンシー市に3年間在学し、金沢美術工芸大学での留学経験もあるフランス出身の書道家・グラフィックデザイナー、シャーロット・トゥルネ氏を任命し、金沢卯辰山工芸工房でアーティスト・イン・レジデンスを行いました。



友禅の技術を学ぶ様子

## 施策1-2：海外ネットワークとの交流の推進

### ●ユネスコ創造都市との交流

創造都市ネットワークへ参画し、クラフト分野の創造都市からの工芸作家受入れ、中長期の滞在制作を行うモデル事業の実施など、作家等の人材交流を通じて都市間交流を推進します。また、新たに国内ユネスコ創造都市認定3市との連携を図ります。

### ●台湾との交流・観光誘客

台南市との交流を深めるとともに、本市の観光PRを実施し、誘客促進につなげます。

### ●「東アジア文化都市」との交流

東アジア文化都市2018金沢で築いた中国・ハルビン市、韓国・釜山広域市との3都市連携のほか、ネットワークを生かした文化交流を推進します。

### ●「AIR KANAZAWA」の実施

国内外から招聘するアーティストやクリエイターが金沢に滞在して創造活動を行うほか、地元の人向けスタジオビジットプログラムを開催し、アーティストとの交流を推進します。

### ●縁付金箔製造 伝統技術保存継承シンポジウム開催事業

国選定保存技術「縁付金箔製造」の保存継承に関する国際協力プロジェクトの一環として、中国紫禁城乾隆帝庭園の修復保存活動を行う団体と協働で、国際シンポジウムを開催します。

### ●金沢・世界工芸トリエンナーレの開催

金沢の質の高い工芸文化を世界に発信するため、令和7年度に第6回金沢・世界工芸トリエンナーレを開催します。また、新たに韓国・清州工芸ビエンナーレとの連携を検討します。

### ●金沢未来のまち創造館 海外交流事業

グローバルな視点で新たな価値の創出を図るため、金沢未来のまち創造館で活動する起業家や子ども、料理人らが、海外との交流を図ります。



## 施策1-3：日仏自治体交流会議を通じた交流

### ●日仏自治体交流会議参加

姉妹・友好関係にある日仏の自治体が一堂に会し、両国の自治体が直面する共通の課題等について発表・議論を行い、両国の地方自治の発展と深化をめざします。

### 日仏自治体交流会議

日仏自治体交流会議は、平成20(2008)年に、日仏交流150周年を記念し、互いに姉妹都市関係にあるナンシー市と金沢市の両自治体の呼びかけにより、ナンシー市で初めて開催されました。

本会議は、姉妹・友好関係にある日仏両国の自治体が一堂に会し、両国の自治体が抱える共通の行政課題や先進施策等について発表・議論することで両国の地方自治の発展に寄与することを目的に開催されています。



第7回会議で登壇する金沢市・ナンシー市の両副市長

## 施策1-4：ホストタウンのレガシーを生かしたスポーツ交流の推進

### ●世界水泳大会の事前合宿受入れ

東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン交流のレガシーとして、令和5年7月に福岡で開催される世界水泳大会にあわせ、フランス水泳代表チームの事前合宿受入れを行います。

### ●世界水泳大会を通じた交流

世界水泳大会の事前合宿受入れにあわせ、地元の子供たちとのスポーツ教室や観光文化体験等を実施します。

### ●文化・スポーツイベント誘致支援

文化スポーツのイベント・競技大会の誘致を促進するため、誘致した地元団体に奨励金を交付するほか、主催団体の開催費を支援します。

### ●文化・スポーツイベント誘致推進

文化スポーツイベントの誘致推進のため、SNS等を活用し、金沢の文化、スポーツの取組を世界に発信するなど、各種誘致事業を支援します。

### ●フランスとのスポーツ交流推進

ホストタウン活動で交流のあったフランスへ若手選手を相互に派遣し、レガシーとなる継続的なスポーツ交流の枠組みを整えるとともに、金沢市からのオリンピック・パラリンピアン育成をめざします。

#### 施策1-5：高等教育機関との連携の推進

##### ●大学コンソーシアム石川との連携によるグローバルチャレンジプログラムの実施

海外インターンシップなどにより、国際的な視点を持ちながら、地域課題に主体的に取り組むことができる人材を育成する教育プログラムを実施します。

##### ●東アジア美術系大学ネットワーク構築

東アジア地域の美術系ネットワークを構築し、金沢美術工芸大学を拠点とする大学間交流を推進するために、東アジア各大学に教員を派遣し、交流協定の締結を行い、東アジアにおけるネットワークの拡大を図ります。

##### ●UNU-IAS-OUIK との連携による研究活動の成果発信

国連大学サステナビリティ高等研究所 いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット (UNU-IAS-OUIK) と連携し、本市の生物文化多様性や SDGs に関連したテーマについて共同研究を行い、その成果を広く海外に発信します。

#### 施策1-6：交流協定校・病院間交流の推進

##### ●姉妹校等交流

金沢市立工業高等学校と姉妹校（全州工業高等学校、蘇州高等職業技術学校）との国際交流事業、大連市への教職員派遣研修を行い、友好交流の推進と指導力の向上を図ります。

##### ●大連市への教職員派遣研修

金沢市立小中学校の中堅職員を大連市に派遣し、プログラミング教育や ICT を活用した教育等の視察及び意見交換を行い、指導力向上や友好交流を図ります。

##### ●ナンシー大学病院との交流継続

ナンシー市姉妹都市提携50周年記念事業の一環として金沢市立病院代表団を派遣するとともに、「地域圏立ナンシー大学病院と金沢市立病院との交換枠組み協定」を再締結し、交流の継続を図ります。

##### ●ナンシー大学病院との医師・医学生相互交換

金沢市立病院とナンシー大学病院との間で、初期臨床研修医など若手医師の相互派遣研修を実施し、医療の分野で両院の科学交流と技術交流を推進します。

## 施策の方向性2 市民レベルの交流の促進

#### 施策2-1：各種国際交流団体との連携強化

##### ●国際交流事業の支援

国際交流の促進に資する事業を行う団体へ補助金を交付し、活動を支援します。

##### ●国際交流関係団体とのネットワーク構築支援

市内の国際交流関係団体の活動を支援するため、情報交換の場として連絡会を開催するほか、団体に助成金を交付し、活動の活性化を図ります。

##### ●国際交流関係団体との連携強化

北陸都市国際交流関係団体（北陸都市国際交流連絡会）及び JICA など諸団体と連携し、情報交換や事業協力等を実施します。

## 施策 2-2：国際会議・国際交流イベントの開催

### ●「かなざわ国際交流まつり」の開催

日本人市民と外国人住民のふれあいを通じた国際理解や国際交流の促進に向け、多くの国際交流関係団体が参加する国際交流まつりを開催します。令和5年度は、国際交流まつりが30周年を迎えることを記念するとともに、「いしかわ百万石文化祭2023」との連携事業を開催します。

### ●G7富山・金沢教育大臣会合の開催

令和5年5月のG7広島サミット（主要国首脳会議）の関係閣僚会合として開催する「G7富山・金沢教育大臣会合」にあわせ、PRイベント等の関連事業を実施し、本市の教育に関する取組と個性豊かで魅力ある文化を国内外に発信します。

### ●金沢マラソンの開催

毎年秋に開催している金沢マラソンに姉妹・友好交流都市や海外からのランナーを受入れ、市民レベルの交流の促進を図ります。

### ●国際コンベンション等への対応力向上

国際コンベンションの誘致を図るため、同時通訳者の報酬等に対して助成を行うほか、同時通訳機器の設置を支援し、市内のホテル、旅館、ホール等を活用し国際会議機能の充実に努めます。

### 金沢マラソンを生かした国際交流

平成27(2015)年春の北陸新幹線の金沢開業にあわせ、11月に第1回の「金沢マラソン2015」を開催しました。以後、毎年、姉妹・友好交流都市から代表団を含む海外からのランナーが秋の金沢を駆け抜けてきました。

令和2(2020)年以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大会の中止や海外からの参加を停止しましたが、令和4(2022)年にはオンライン大会に海外在住者枠を設け、直接の大会参加が叶わない中でも、金沢マラソンを通じた国際交流を実施しました。なお、令和5(2023)年は、海外からの参加を再開する予定です。



オンライン参加した姉妹都市の市民  
(上から時計回りにパッファロー市、  
ナンシー市、ゲント市)

## 施策の方向性3 デジタル技術を活用した交流や魅力発信

### 施策3-1：オンラインを活用した持続的な交流

#### ●姉妹都市との青少年交流

本市と姉妹都市の青少年をオンラインでつなぎ、お互いの街や文化の紹介や意見交換を行うことで、相互理解と若者同士の友好を深めます。

#### ●SNSを活用した金沢の魅力発信

国際交流員がSNS（公式フェイスブック「姉妹都市 虹通信」・Instagram）を活用し、本市の魅力発信や姉妹都市との交流を推進します。

### 施策3-2：デジタル技術等活用による魅力発信・販路拡大

#### ●建築文化の発信

谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館における企画展の開催や金沢・建築月間の実施など、様々な事業を通じて、建築文化の魅力や楽しみ方を広く市内外に発信します。

#### ●デジタルミュージアムの構築

文化施設の魅力発信と施設の利用促進を図るため、所蔵品をインターネット上で公開するデジタルミュージアムを構築します。

#### ●海外販路開拓支援

海外展開をめざす市内中小企業者等の自社製品の販路開拓のため、国内外で行われる国際性のある見本市等への出展並びに外国語版ホームページ及びECサイトの整備等を支援し、本市ものづくり産業の振興を図ります。

#### ●デジタル工芸展 工芸の新しい魅力発信

デジタル工芸展を通じた工芸の魅力発信と新たな使用方法の提案、デジタル工芸展の継続運営に取り組みます。

#### ●工芸品の国際販路開拓

海外において、伝統工芸品産業を営む企業や工芸家等が主催する展示会や商談会の経費の一部を助成します。

#### ●金沢の海の幸紹介多言語版ホームページの運用

金沢の海の幸の魅力発信のため、多言語版ホームページ（英語、フランス語、中国語）を運用し、外国人観光客向けの情報発信を行います。

#### ●欧米富裕層向け工芸品販路開拓事業支援

金沢クラフトのビジネス化とブランド力の向上を図るため、「KOGEI Art Fair Kanazawa」の開催支援等、欧米富裕層向けの新たな販路開拓を支援します。

#### ●金沢暮らしのススメ事業

先輩移住者で構成する移住者ネットワークメンバーが主体となり、SNS等を通じて、金沢の魅力や、「働く」「住まう」等移住希望者が必要とする日常生活に関する情報を発信します。

#### ●金沢美術工芸大学新キャンパス「平成の百工比照コレクション」活用推進

海外に向け、収集資料の概要説明を英訳し、ホームページ等で公開します。

## 基本方針Ⅱ 日本人・外国人住民双方が暮らしやすい地域づくり

本市には、多様な言語と文化を持つ約 90 の国・地域の外国人住民が暮らしています。多言語や、やさしい日本語での情報発信、地域の日本語・学習支援教室の開催など、外国人住民の居住環境向上を図るほか、多文化共生イベント等の実施、町会などの地域団体等との連携を通して相互理解を促進し、日本人・外国人住民双方が暮らしやすいまちをめざします。

### 施策の方向性 1 外国人住民の居住環境整備

#### 施策 1-1：外国人向け窓口サービスの充実

##### ●外国人住民向け窓口サービスの充実

電話通訳、映像通訳サービス及び自動翻訳機の活用により、日本語による会話が難しい外国人住民と窓口対応職員とのコミュニケーションを支援します。

##### ●外国人子育て応援通訳ボランティアの派遣

福祉健康センターからの依頼により、「乳幼児健診」や「赤ちゃん訪問」に通訳ボランティアを派遣します。また、令和 5 年度から新たに検診後の再検査や個別相談にも対応します。

##### ●外国人等児童生徒への学習支援

日本の生活や学習に適応するために支援を必要とする外国人児童生徒に対して、学校へ民間協力員を派遣し、教育活動補助・就学相談等を実施するほか、市立小中学校に自動翻訳機を貸与し、教育体制の充実を図ります。

##### ●留学生や技能実習生への支援

留学生や技能実習生を対象に、金沢での生活に必要な情報を伝える生活ガイダンスを開催するほか、ホームビジット・ホームステイや金沢文化体験プログラムにより、市民との交流や金沢のまちや文化に親しむ機会を提供します。

##### ●小中学校体験入学の受入れ

外国の学校に就学している日本人及び外国人が、金沢市での一時滞在中、言語・習慣の学習を希望する場合、市内居住地における小中学校での就学の受入れを行います。

##### ●外国人就学機会の確保

就学義務がない外国籍の児童生徒については、市立小中学校への就学を希望する場合に、就学の機会を確保します。

## 施策 1 - 2 : 地域での日本語・学習支援の推進

### ●地域の日本語・学習支援教室の開催

地域の活動としての日本語・学習支援教室の通年開催や外国人児童生徒の保護者等のための生活相談受付窓口の設置、日本語教室で子どもたちを指導するボランティア研修を実施します。

### ●外国につながる子どもの「日本語学習サポート教室」の開催

外国につながる子どもたちにボランティアによる日本語学習の機会を提供します。また、支援体制充実のため、外部の専門家から助言を受けるとともに、ボランティア及び職員のスキルアップ研修等を実施します。

### ●外国につながる子どもへの支援

ボランティアや関係機関と連携し、日本語を母語としない子どもや保護者が日常生活や学校での学習時に必要な日本語の支援や高等学校への進学支援を実施します。

### ●日本語指導教室の開設

金沢市及びその周辺の小中学校に在籍している外国人児童生徒及び帰国児童生徒で、日本語能力の不十分な児童生徒に対し、基本的な日本語を指導するため、日本語指導教室を開設します。(泉小・杜の里小・泉中内)

## 施策 1 - 3 : 行政情報・案内表示の多言語化

### ●「金沢生活ガイド」【やさしい日本語版】の作成

多文化共生の観点から、外国人住民が生活に必要な情報を得るための生活情報誌「金沢生活ガイド」のやさしい日本語版を新たに作成し、提供します。

### ●かなざわ外国人子育て応援ハンドブックの作成

市の母子保健サービスや制度を英語・中国語・やさしい日本語の3ヶ国語に翻訳し、本市で出産・育児をする外国人住民を支援します。

### ●外国人住民向け行政手続・関連書類の多言語化

日本語能力が不十分な外国人住民向けに、生活に身近な手続関連書類の多言語化に取り組みます。

### ●多言語ライブラリーの設置

市のホームページ上に本市が作成する行政文書等の翻訳を集約した多言語ライブラリー「For Foreign Residents」を設置し、外国人住民の行政手続の円滑化を図ります。

### ●ごみ分別アプリ 5374App の運用

外国語にも対応したスマートフォン用ごみ情報アプリを運用し、ごみの収集日や分別情報を配信することで、外国人住民に対してもごみ出しマナーの浸透を図ります。

### ●外国人住民キーパーソンとの連携促進

「かなざわ外国人母国語緊急ネット」の運用を通じて育成してきた外国人キーパーソンと連携し、外国人住民に適時適切に情報伝達するとともに、地域において外国人住民同士が支え合う暮らしやすいまちづくりをめざします。

### ●金沢 MaaS の推進

多様な移動手段による移動と、移動の目的である買い物などの多分野のサービスがシームレスに提供される環境を整備し、市民等が便利・自由・快適に移動できるまちづくりを官民連携で取り組みます。また、デジタル交通サービス「のりまっし金沢（日本語・英語対応）」の機能拡充を図ります。

### ●自転車の安全利用促進支援

自転車のルール・マナーや、自転車損害賠償保険の加入義務化に関する啓発チラシの多言語化に取り組みとともに、企業や学校と連携した自転車安全教室の開催等を通じ、自転車の安全な利用を推進します。

### ●史跡等表示板の多言語化整備

観光ルートにある史跡等表示板の多言語化整備を推進します。

### ●文化施設の展示機能等強化

伝統文化、美術、文学など多彩な文化施設等の魅力を発信するとともに、多言語のパンフレットを製作するなど、外国人入館者の利便性の向上を図ります。

### ●外国人旅行者の受入環境整備支援

訪日外国人旅行者が安全・安心に市内観光できるように、受入に必要な施設改修、多言語による情報発信等にかかる経費等の一部を支援することにより、受入環境の整備を推進します。

### ●食のバリアフリー推進

訪日外国人旅行者の食の多様性に対応するため、食物アレルギー、ベジタリアン、ビーガン、生活習慣などに対応した店舗情報を発信します。また、金沢産農産物の魅力発信のため、金沢産の野菜を使用したレシピの開発や料理教室等を開催します。

## 施策 1-4：外国人救急体制強化・防災情報発信

### ●外国人住民の情報ネットワークの形成

災害時等において迅速な情報発信を行うため、「かなざわ外国人母国語緊急ネット」の運用を行うとともに、利便性の向上を図ります。

### ●緊急・災害時のコミュニケーション支援

災害弱者とされる外国人住民を対象として、日本語が不自由な住民にも市内の指定避難所や防災に必要な情報等を得ることができるよう多言語の避難所マップや冊子の作成を行い、安心して生活できる環境を整備します。

### ●「外国人市民のための防災ハンドブック」の作成・配布

外国人住民向けに作成した「外国人市民のための防災ハンドブック」を各大学の生活ガイダンス等で配布します。

### ●外国人住民のための防災訓練の実施

外国人住民が安心・安全に暮らせるよう、日本特有の自然災害について学ぶ機会を提供します。

### ●住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録

住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障害者、外国人等）向け賃貸住宅の登録制度の登録受付及び情報提供を行います。

### ●金沢ゲストセーバー講習の実施

宿泊施設の従業員を対象に救命講習を実施し、外国人宿泊者に対しても「多言語対応金沢救急アプリ」を使用することによって、安心して金沢に宿泊できる体制を整えます。

### ●多言語での防災情報発信

滞在している外国人に対し、災害情報・避難情報を提供し、また、避難所での支援を可能とするため、多言語翻訳ができるコミュニケーションツールの提供を行います。

### 「多言語対応金沢救急アプリ」を導入した 金沢市消防局の取組

金沢市消防局では、日本語の通じない外国人傷病者等に係わる救急事案に適切に対応するため、平成 28 (2016) 年から「翻訳表示機能」と「音声ナレーション機能」を備えたタブレット端末用「多言語対応金沢救急アプリ」を用いて、外国人との意思疎通を円滑にすることにより、救急体制の強化を図ってきました。

今後もこのようなコミュニケーションツールを活用しながら、外国人住民が安全・安心に暮らせる体制を拡充していきます。



金沢救急アプリの活用

## 施策の方向性 2 多文化共生の推進

### 施策 2-1：多文化共生イベントの開催

#### ●かなざわ国際交流まつりの開催（再掲）

日本人市民と外国人住民のふれあいを通じた国際理解や国際交流の促進に向け、多くの国際交流関係団体が参加する国際交流まつりを開催します。令和 5 年度は、国際交流まつりが 30 周年を迎えることを記念するとともに、「いしかわ百万石文化祭 2023」との連携事業を開催します。

### 施策 2-2：町会等の地域団体との連携推進

#### ●地域の日本語・学習支援教室 町会・大学連携モデルの構築

地域の日本語・学習支援教室運営のための学生講師の安定的な派遣に向けて、町会と大学の連携を構築するモデル事業を実施します。

#### ●地域との連携事業の促進

地域行事や地域機関（公民館・児童館・町会等）との協働事業への外国人住民の参加を促し、地域住民との交流を促進します。



## 施策 2-3：石川中央都市圏における国際交流の推進

### ●石川中央都市圏・国際交流の推進

4市2町（金沢市・白山市・かほく市・野々市市・津幡町・内灘町）の国際関係課で組織した「石川中央都市圏・国際交流連絡会」の枠組みを生かし、圏域全体の国際化を促進するため情報交換や連携事業等について検討する連絡会や共同イベントを開催します。

## 施策 2-4：人権啓発出前講座の開催

### ●人権啓発出前講座の開催

広く市内における人権啓発を図るため、テーマに応じた講師を派遣します。地域や学校などで人権教育の場を提供することにより、地域・家庭・職場における啓発を推進し、市民の人権意識を醸成します。

### 「かなざわ国際交流まつり」の開催

かなざわ国際交流まつりは、世界のダンスや楽器演奏が楽しめるステージ、世界の食や文化が楽しめるブースなど、金沢にいながらにして多彩な外国文化に触れられる北陸最大級の国際交流イベントです。

毎年10月に市庁舎前広場にて開催しており、市内の国際交流関係団体やボランティアの方々とともに作り上げ、日本人住民と外国人住民が交流する大切な機会として、金沢市民に定着しています。

令和5(2023)年度には、かなざわ国際交流まつりは30周年を迎えます。



かなざわ国際交流まつり 2022

## 基本方針Ⅲ 地域の国際化を担う人づくり

若い世代が多様な文化に触れる交流機会の創出や国際理解講座等を開催し、地域や国際社会で活躍できる人材の育成をめざします。また、地域団体、大学、国際交流団体等と連携し、地域社会において活躍する外国人キーパーソンや市民ボランティアの育成に取り組み、地域の国際化を図ります。

### 施策の方向性 1 国際理解の推進

#### 施策 1-1：青少年派遣・受入れの実施

##### ●姉妹都市への青少年派遣・受入れの実施

本市と姉妹都市の若者の派遣・受入れを行うことにより、お互いの都市との友好と理解を深め、国際感覚やグローバルな視野を持った人材を育成します。

#### 施策 1-2：青少年向け交流イベントの開催

##### ●石川中央都市圏・国際交流の推進（再掲）

4市2町の国際関係課で組織した「石川中央都市圏・国際交流連絡会」の枠組みを生かし、圏域全体の国際化を促進するため、情報交換や連携事業等について検討する連絡会や共同イベントを開催します。

##### ●姉妹都市との青少年交流（再掲）

本市と姉妹都市の青少年をオンラインでつなぎ、お互いの街や文化の紹介や意見交換を行うことで、相互理解と若者同士の友好を深めます。

##### ●「在住外国人と日本人との子どもの交流会」の開催

地域に在住する外国人と日本人の子ども達がものづくりや遊びで交流を行います。

#### 施策 1-3：国際理解講座等の開催

##### ●姉妹都市公園を活用した交流

市内の身近な場所で姉妹都市の文化や魅力を感じてもらうとともに、若い世代の国際理解を深めるため、姉妹都市公園を活用した情報発信及び国際理解講座等のイベントを実施します。

##### ●国際理解講座の開催

在住外国人を講師に迎え、世界の様々な国や文化を紹介する講座やコミュニケーション講座、料理を通じた市民と外国人との交流・相互理解を図るワールドクッキング教室など、市民の異文化理解と多文化共生を促進します。

##### ●「世界の絵本」を活用した交流

「世界の絵本専門員」1名を配置し、寄贈や購入により収集した「世界の絵本」の活用および外国人ボランティアによる読み聞かせ等を通して「こども図書館」を拠点に絵本を通じた国際交流を推進し、相互理解を深めます。

## 施策 1-4 : SDGs にかかる理念の普及・啓発

### ●金沢ミライシナリオの実践

多様な主体とともに策定した「金沢ミライシナリオ（金沢 SDGs 行動計画）」に基づき、SDGs の普及・啓発、担い手の育成に取り組みます。

### ●SDGs ツーリズムの推進

消費型観光から、責任ある持続可能な交流型観光へのシフトをめざし、各種事業者と連携し、金沢 SDGs ツーリズム推奨制度の周知・運用を行います。

### ●フェアトレードタウンの推進

金沢 SDGs 推進の取組の一環として、市民団体と連携し、国際貢献や環境保護につながるフェアトレードの理念を紹介するイベントや講座を行います。

### 「かなざわフェアトレードフェスタ」の開催

金沢 SDGs の「環境負荷の少ない『つくる・運ぶ・売る・買う・使う・捨てる』へのシフト」に向けての取組の一つとして、地産地消やフェアトレードについて知ることが盛り込まれています。

「かなざわフェアトレードフェスタ」は、持続可能な社会の実現に向けて、市民団体と連携し、国際貢献や環境保護につながるフェアトレードの理念を紹介するため、世界フェアトレード月間の5月に開催しています。



かなざわフェアトレードフェスタ 2022

## 施策の方向性 2 グローバル人材の育成

### 施策 2-1 : 外国人支援ボランティアの育成

#### ●ボランティアの育成支援

ボランティアを定期・随時に募集し、専門的かつ実践的な研修機会を与え、日本語教育や通訳業務を行ってもらうほか、金沢ボランティア大学校と連携し、国際交流コースにおける実践的なカリキュラム実施のための講師派遣等を行います。

### 施策 2-2 : グローバル人材の育成・定着の推進

#### ●グローバル人材の定着促進

日本人学生、留学生及び国際交流員等に地元企業の見学や経営者との懇談の機会を提供することで、地元企業への理解や関心を高め、グローバルな人材育成と地元への定着を促します。

### ●文化の人づくり支援

伝統芸能及び伝統産業の継承・発展のために、指導的役割を果たす人材の海外等における研修費用等に対して支援を行うことにより、後継者の育成を強化します。

### ●体験型グローバルキッズセミナーの開催

国際感覚を持つ人材を育成するため、次世代を担う子どもたち（小学生）を対象として、金沢に在住する外国人講師による体験型の文化交流プログラムを実施します。

### ●文化振興激励

各種の文化芸術を行っている個人又は団体が全国規模以上の大会並びにコンクールに出場するにあたり激励費を支給します。

## 施策2-3：国際交流特使・交流サポーターの育成

### ●国際交流特使の育成

留学生を対象に文化体験講座を開催し、修了者を「金沢市国際交流特使」として任命し、帰国後も、SNS や地元イベントなどで金沢の魅力を発信する人材を育成します。

### ●交流サポーターの育成

姉妹都市交流等に関心のある青少年らを、国際交流の担い手とする取組を行います。

## 施策2-4：語学力を生かしたおもてなしの推進

### ●ナショナルチーム事前合宿ボランティア養成

世界水泳福岡大会のフランス代表チームの事前合宿受入れに向け、市民ボランティアを募集し、フランスの語学講座や救命講習等を実施し、万全の体制を構築します。

### ●通訳ガイド等のおもてなし推進

金沢市域で活動する通訳ガイドや市内民間事業者の人材育成を行うことで、外国人旅行者等に対する上質な受入環境整備の促進を図ります。

### グローバル人材定着促進交流事業

日本人学生、留学生及び国際交流員等が、地元企業の視察を行うとともに、そこで働く経営者や外国人スタッフとの懇談を通じ、地元で働く魅力ややりがいについて、交流しながら理解を深めます。



地元企業経営者からの講義

### 国際交流特使活動事業

市内在住の留学生を対象に、様々な文化体験講座を開催し、修了者を「金沢市国際交流特使」として任命することで、帰国後も、SNS や地元イベントなどで金沢の魅力を発信する人材の育成を推進しています。



漆と蒔絵体験

## 2. 計画における数値目標

本計画の達成状況の指標となる数値目標を設定します。

指標名	基準値	目標値
<b>1. 日本人・外国人の交流</b> 外国人住民アンケートで日本人との交流が「わりとある・たまにある」の割合	50.9% (2022年9月)	60.0% (2027年度)
<b>2. 金沢市への定住意思</b> 外国人住民アンケートで「金沢市に住み続けたい」の割合	74.0% (2022年9月)	80.0% (2027年度)
<b>3. 国際交流関係団体</b> (公財)金沢国際交流財団の「国際交流関係団体連絡会」に加盟している国際交流関係団体数	77団体 (2022年12月)	80団体※1 (2027年度)
<b>4. 外国人住民向け LINE の登録者</b> 「かなざわ外国人母国語緊急ネット」に登録している外国人数	360人 (2022年12月)	450人※2 (2027年度)
<b>5. 外国人支援ボランティア</b> (公財)金沢国際交流財団に登録している外国人支援ボランティアの人数	161人 (2022年12月)	200人※3 (2027年度)

(参考)

※1 国際交流関係団体数実績 (2017.3) 84団体、(2012.3) 85団体

※2 特別永住者除く18歳以上の外国人 4,510人 (2022.7 住民アンケート実施時) の10%相当

※3 外国人支援ボランティア人数実績 (2017.3) 134人、(2012.3) 53人

## 第5章 計画の推進

### 1. 庁内推進体制及び地域や関係団体との連携

#### (1) 庁内における推進体制

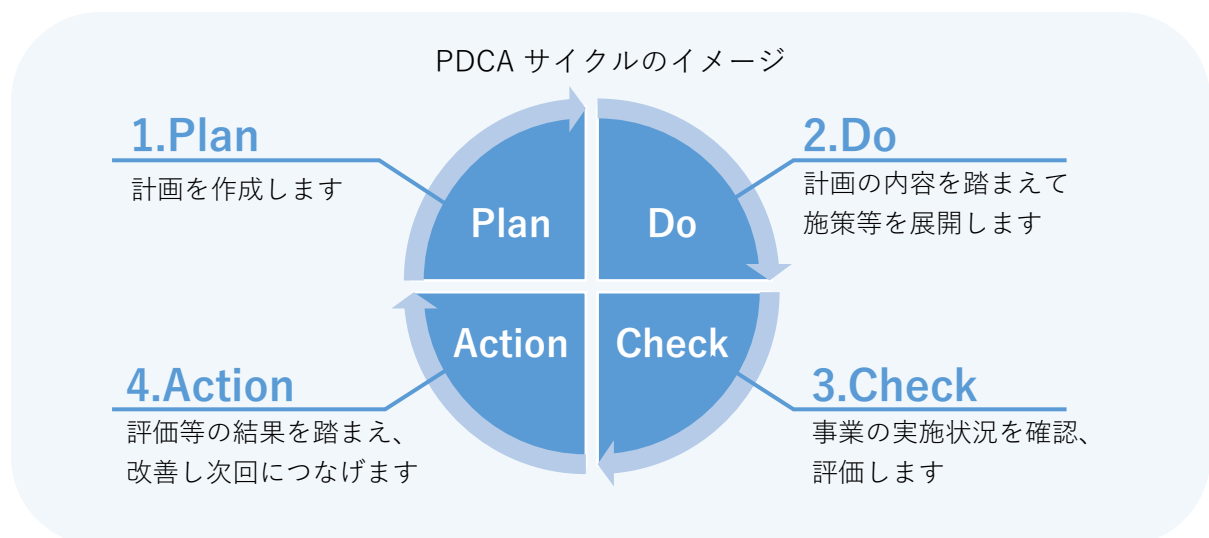
本計画を総合的かつ体系的に推進するためには、庁内の連携体制が不可欠であることから、施策の推進にあたっては、課長級職員で構成する庁内プロジェクトにより、情報の共有や調整を図りながら全庁的に取り組みます。

#### (2) 地域や関係団体との連携

市民や国際交流団体、町会などの地域団体、大学等の高等教育機関等と連携して、計画の推進に取り組んでいきます。

### 2. 進捗状況の検証

進捗状況の検証について、PDCA サイクルによる進行管理に基づき、国際交流員及び市職員等で構成する「庁内ワーキンググループ」において進捗状況の検証を定期的に行い、本計画の着実な推進に努めます。



#### 庁内プロジェクト・ワーキンググループ構成課所 (45 課所)

・ 企画調整課	・ 広報広聴課	・ 交通政策課	・ 歩ける環境推進課
・ 国際交流課	・ 人事課	・ デジタル行政戦略課	・ 文化政策課
・ 文化財保護課	・ 歴史都市推進課	・ スポーツ振興課	・ 金沢マラソン推進課
・ 産業政策課	・ 商工業振興課	・ クラフト政策推進課	・ 観光政策課
・ 農業水産振興課	・ 農業センター	・ 森林再生課	・ 市民協働推進課
・ ダイバーシティ人権政策課	・ 健康政策課	・ 医療保険課	・ 子育て支援課
・ 保育幼稚園課	・ 青少年健全育成センター	・ 環境政策課	・ ごみ減量推進課
・ 都市計画課	・ 景観政策課	・ 緑と花の課	・ 住宅政策課
・ 道路建設課	・ 危機管理課	・ 教育総務課	・ 学校指導課
・ 市立工業高等学校事務局	・ 生涯学習課	・ 金沢海みらい図書館	・ 教育プラザ
・ 警防課	・ 情報指令課	・ 経営企画課	・ 市立病院事務局
・ 金沢美術工芸大学事務局			

〔資料〕在留資格一覧表

入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格）

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	取入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間	
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	ポイント制による高度人材	5年
		ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
		ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動		無期限
ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動				
ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動				
ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）				
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月	
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月	
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月	
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	

特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

出典：出入国在留管理庁ホームページ（<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/qaq5.html>）



金沢市国際交流ミライアクション

令和5(2023)年3月発行

発行：金沢市 都市政策局 国際交流課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話：076-220-2075 FAX：076-220-2069

Mail：kokusai@city.kanazawa.lg.jp

